HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	債権譲渡制限特約の効力に関する比較法的研究（７）
Author(s)	楊, 瑞賀
Citation	北大法学論集, 72(6), 181-234
Issue Date	2022-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/84634
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_72_6_06_Yang.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

債権譲渡制限特約の効力に関する比較法的研究（７）

楊　　瑞賀

目　次

序　章
　第１節　問題の所在
　第２節　本稿の課題
　第３節　本稿の視角と構成
第１章　日本における議論の現状と問題点
　第１節　伝統的な枠組み
　第２節　近時における議論の展開　（以上、71巻６号）
第２章　日本における民法改正の経緯と議論（その１）
　第１節　改正法466条２-３項の趣旨と改正過程
　第２節　改正法466条４項・466条の３の趣旨と改正過程
　（以上、72巻１号）
　第３節　改正法466条の２の趣旨と改正過程
　第４節　改正法466条の６の趣旨と改正過程
　第５節　改正法469条の趣旨と改正過程　（以上、72巻２号）
第３章　日本における民法改正の経緯と議論（その２）
　第１節　問題意識
　第２節　民法（債権関係）部会における議論の推移
　第３節　民法改正の経緯の与える示唆
第４章　日本改正法における債権譲渡制限特約の全体像の分析
　第１節　問題意識
　第２節　譲渡制限特約の機能
　第３節　小括　（以上、72巻３号）
第５章　債権譲渡制限特約に関する諸外国のルール

第１節　中国契約法の考察
第２節　アメリカ法の考察　（以上、72巻４号）
第３節　国際ファクタリング条約の考察
第４節　国連国際債権譲渡条約の考察
第５節　ヨーロッパ契約法原則の考察
第６節　ユニドロワ国際商事契約原則の考察
第７節　共通参照枠草案の考察
第８節　比較法的に見た日本改正法の位置付け　（以上、72巻５号）
第６章　債権譲渡制限特約効力論の再構成
第１節　請負代金債権に関する裁判例の紹介と検討
第１款　裁判例の紹介
第２款　裁判例の検討
第２節　保証金（敷金）返還請求権に関する裁判例の紹介と検討
第１款　裁判例の紹介
第２款　裁判例の検討
第３節　売買代金債権に関する裁判例の紹介と検討
第１款　裁判例の紹介　（以上、72巻６号）
第２款　裁判例の検討
第４節　預貯金債権に関する裁判例の紹介と検討
第５節　民法改正と実務上の課題
終　章

第６章　債権譲渡制限特約効力論の再構成

第１節　請負代金債権に関する裁判例の紹介と検討

第１款　裁判例の紹介

請負代金債権に関する裁判例は、以下の通りである。

【1】東京地裁昭和31年11月10日（判タ66号94頁）。Ａは昭和29年12月27日国有鉄道であるＹから、詰所移転修繕工事を請け負った。その際にＡＹ間で、「ＡはＹの承諾がなければ請負代金債権の譲渡ができない」旨の特約がされた。しかし、それにもかかわらず、Ａは昭和30年２月１日Ｘに対して請負代金債権を譲渡し、その旨が同月３日Ｘに通知された。Ｘからの請求を受けたＹは、①譲渡制限特約の存在、②既に

Aの差押債権者B又はCに請負代金を弁済したことを抗弁として、これを拒絶した。裁判所は、Yは譲渡制限特約を悪意のXに対抗できるからXに対して請負代金債務を履行すべき責任がないとして、Xの請求を棄却した。

【2】仙台高裁昭和41年7月13日（高民19巻4号316頁）。Aは、Yとの間に昭和34年9月1日改築工事請負契約を締結した（請負代金620万円）。AとYとの請負契約においては、Aが契約により取得する権利をYの承諾なくして第三者に譲渡してはならない旨の特約があった。Yは、昭和34年12月30日Aに請負代金の前渡金50万円を交付した。昭和35年1月17日、請負契約が解除され、AはYに対し請負代金債権100万円を取得した。なお、Aは、Yに対し違約金62万円の支払義務を負担した。Xは、AのYに対する請負代金620万円の内金35万円につき、昭和34年10月30日仮差押決定を得て、同月31日これを執行した。昭和35年4月13日転付命令を得て、該命令は同月15日Yに送達された。

Yは、昭和34年12月30日Aに請負代金の前渡金50万円を交付したことを理由に、該金額は出来高部分の代金から当然控除されるべきであると主張したが、裁判所は、「Xのとの関係のみについて考えても、右代金支払はXの仮差押に遅れるものであるから、仮差押金35万円の限度においてXに対抗できない」と判示した。また、Yは、昭和35年1月末頃Aとの間に出来高部分の代金と違約金とにつき相殺契約をしたと主張するが、裁判所は、「転付命令による債権移転は、譲渡通知のみによる指名債権譲渡と同一の効力を有するに過ぎないから、債務者は通知以前に譲渡人に対し有した反対債権をもって譲受人に対し相殺を主張することが許される。本件において、出来高部分の代金債権と違約金債権とは、ともにXの仮差押以前になされた本件請負契約に由来するものであり、仮差押当時は未だ現実に発生しておらず、その後Xの転付命令（昭和35年4月15日送達）以前に同時に発生し、且つ相殺適状にあったこと前示のとおりであるから、Yが本訴においてXに対し、右違約金債権62万円とXの転付債権34万2914円とを対当額につき相殺の意思表示したのは有効であり」として、Yの抗弁を認めた。

【3】東京地裁昭和44年7月23日（判タ240号249頁）。東京都であるYはAとの間で昭和42年10月4日屋内給水衛生設備工事請負契約を締結

し、ＡがＹに対して有する請負代金債権に譲渡制限特約が付された。Ｘは、昭和43年10月１日請負代金債権について差押え・転付を受けた。Ｘからの請求を受けたＹは、①譲渡制限特約の存在、②供託によって被転付債権が消滅したことを抗弁として、これを拒絶した。裁判所は、①の抗弁を否定したが、②の抗弁を認めた。

【4】東京高裁昭和44年11月25日（東高民時報20巻11号231頁）。Ａは、Ａより請負工事のうち整地工事と建物基礎工事を下請したＹに対し、下請代金の支払いのため、将来ＡがＢより受領すべき請負代金債権の一部を昭和41年２月５日譲渡し、これにつき即日Ｂの承諾を得た。他方、Ａの債権者であるＸは、同月25日ＡのＢに対して取得する債権を仮差押えた。

裁判所は、「右の債権譲渡についてはいずれも請負代金代理受領委任状の形式を以てんされていることが認められるが……公共団体が請負契約をする場合において債権譲渡の制限の特約がなされているときは、債権譲渡契約書なるものは作成せず、多くの場合右のような委任状の形式で債権譲渡が行われていることが認められるから、右の委任状の形式が用いられていることは前記のように債権譲渡の事実を認定することの妨げとはならない」とした。

【5】福岡高裁昭和45年８月４日（金法598号32頁）。北九州市であるＹが、Ａに建設工事（１）ないし（３）を請負わせた。請負契約（１）ないし（３）には、いずれも工事代金債権の譲渡を制限する旨の特約があった。しかし、それにもかかわらずＡはＸに対し、昭和41年３月８日、建設工事（１）の工事代金債権を、次いで同月29日、建設工事（２）（３）の工事代金債権を譲渡し、Ｙが昭和41年３月28日建設工事（１）の代金債権の、同月29日建設工事（２）（３）の代金債権の各譲渡通知を受けた。Ｘからの請求を受けたＹは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶した。裁判所は、まず「Ｙが請負契約等の契約を締結する場合には、Ｙ市の規則に基づき、契約の履行を確保し、或は代金支払事務の円滑適正を図る等の趣旨から請負人等契約の相手方が契約上の権利義務を他に譲渡できない旨の特約が必ずなされ」とし、譲渡制限特約の合理性を認めた。また、Ｘが譲渡制限特約につき悪意であると確認した上で、その請求を棄却した。

【6】大阪地裁昭和49年２月15日（金法729号33頁）。Ａは Ｙ を建築請負契約を締結した。その際に、AY 間で同契約により発生した債権の譲渡については相手方の書面による承諾を要する旨の特約がされた。Ａの債権者である Ｙ は、請負代金債権につき債権差押･転付命令を受けた。Ｘからの請求を受けた Ｙ は、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶した。裁判所は、Ｘの善意悪意を問わず転付命令が常に有効であるとして、Ｘの請求を認容した。

【7】東京地裁昭和52年８月30日（判時880号46頁）。Ａは日本道路公団であるＢとの間において、設計請負契約（昭和49年６月28日）及びその追加変更契約（同年10月３日）を締結した。その際に、AB 間で契約によって生ずる権利を第三者に譲渡できない旨の特約がされた。

他方、Ｙは、昭和49年６月28日、Ｂとの間で設計請負契約についてＡが作業を履行できないときは、Ｂの請求によりＡに代わって自ら同作業を完成させることを保証する旨の完成保証契約を締結した。Ａは同年11月13日頃倒産して請負作業することができなくなるため、Ｙは、同月18日、道路公団から工事完成保証義務の履行を請求され、右請求に基づき、Ａに代わり、自ら請負作業を続行し、同年12月14日、同作業全部を完成させた。

Ｘは、昭和49年10月７日Ａから請負代金債権の一部を譲り受け、その旨が同年11月13日Ｂに通知された。Ｂは、同年12月24日、債権者の確知不能であることを原因にして、Ｘ及びＹを被供託者とし、請負代金を供託した。そこで、Ｘは Ｙ との間で供託金全額について Ｘ が還付請求権を有することの確認を求めた。Ｘの請求に対して、Ｙは譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であると主張した。裁判所は、Ｙの抗弁を認めた上で、Ｘが Ｙ の関係において供託金還付請求権を有しないと判示した。

【8】高松高裁昭和56年11月16日（金商641号38頁）。Ａと Ｂ（愛知県農業開発公社）は、昭和54年１月10日、工事請負契約を締結したが、その契約に譲渡制限特約が記載されていた。Ｘは、昭和54年５月１日Ａから請負代金債権の全部を譲り受け、その旨が内容証明郵便でＢに通知された。その後にＡの債権者Ｙらは、請負代金債権を仮に差し押えた。Ｙらは、Ｘは譲渡制限特約につき悪意又は重過失があると主張したとこ

ろ、裁判所は、Yらの主張を否定した上で、譲渡制限特約がXに対抗できず、Xは請負代金債権の譲り受けによってこれを取得したものというべきであるから、請負代金債権がAの権利に属することを前提としてなされた仮差押えはいずれも失当であると判示した。

【9】仙台地裁昭和60年11月1日（訴月32巻7号1512頁）。Xは、昭和58年10月31日、Aから同社がB（雇用促進事業団）に対し取得した昭和58年9月13日付テレビ共聴設備工事請負契約に基づく請負代金債権の譲渡を受け、その旨が内容証明郵便でY_1に通知された。なお、同請負契約には「Aは、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継せしめてはならない」との特約が記載されていた。他方、昭和58年12月26日、Yは、請負代金債権を差押えた。Bは、X、Aを被供託者として請負代金を真の供託者を確知できないとして供託した。そこで、Xは、前記譲渡がYの差押えに優先し、Yの差押えが無効であることを理由に、Yに対して供託金の還付請求権がXにあるとの確認を求めた。

Yは、Xに譲渡制限特約の存在につき悪意又は重過失があることを理由として、Xの譲り受けは無効であると主張した。裁判所は、官公庁発注の建設工事請負い契約に譲渡制限特約が記載されることが「少なくとも商取引きの経験のある者にとって広く知れた事実となっている」として、Yの抗弁を抗弁を認める一方、XとYとの間において供託金の還付請求権がAに帰属することを確認した。なお、譲渡制限特約の合理性については、「代金債権を譲渡した請負人はその後注文者に一定期間義務だけ履行するという関係に立つから、これが請負人の誠実な契約義務の履行に影響を与えるおそれを否定できず、少なくとも注文者にそのような不安を及ぼす結果となることは明らかである」として、その合理性を肯定した。

【10】東京高裁昭和63年6月27日（判時1283号103号）。AとYとの建設工事請負契約には「当事者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡すること若しくは承継させることはできない」との特約があったところ、AがYに対して取得する請負代金債権をXに譲渡した。第1審は、XのYに対する支払請求を認めた。控訴審では、Yは「仮に、Xが右譲渡制限特約を知らなかったとしても、Xは金融業を営む株式会社であり、債権を有効に譲受

けるための要件を熟知している筈であり、又、この種建築請負契約から生ずる債権債務に譲渡制限特約が付されることは常識であって、かような点からしても、Xは右特約を知らなかったことにつき重大な貸付債権がある」と抗弁した。

裁判所は、まず「建設工事請負契約の場合、元々それが注文者と請負人との間の相互の信頼関係を前提としているところ、請負債務の履行には長時間を要することがあり、しかも、その間、注文者の協力を得つつ義務を履行していかなくてはならないこともあるので、権利の譲渡を自由にした場合には、以降、それに対応する義務のみを忠実に履行するかどうか相手方に不安に抱かせることになるし、具体的にも権利者の変更は義務者に不利益を与える場合がある」として、譲渡制限特約の合理性を認めた。さらに、「この種契約に常時従事している人々はいうに及ばず、この種業界の実情に少しでも通じた人々の間においては、建設工事請負契約においては、債権譲渡は原則として禁止されているとの認識が相当広範囲に浸透している」として、Yの抗弁を認め、原判決を取消した。

【11】東京簡易昭和63年７月19日（公刊物未登載）。AがB市に対して取得する工事請負代金債権をXに譲渡し、その旨が昭和61年９月３日Bに通知された。それにもかかわらず、Bは真の債権者を確知できないことを理由に同年９月９日請負代金を地方法務局に供託した。同法務局は、同月18日Yからの債権差押通知書を受領したとの理由をもってXの供託金還付請求を却下した。そこで、Xは、Yに対して右供託金の受領権限がXに帰属することを求めるため本訴を提起した。Yは、Xは譲渡制限特約につき悪意又は重過失があると主張した。裁判所は、「公共工事の請負代金債権に譲渡制限の特約が付されていることは、もはや周知の事実であり」として、Yの抗弁を認め、Xの請求を棄却した。

なお、裁判所は、譲渡制限特約の趣旨については「公共工事にあっては、社会的、経済的及び行政的要請に基づく円滑な工事の完成が重要な意義を有することから、工事請負人が、工事請負契約締結後、その代金債権を第三者に譲渡することによって工事施行義務の履行不能、又は工事遅延の状態になることを防止し、公益的を迅速に達成すること」とした。

【12】東京地裁昭和63年11月７日（公刊物未登載）。これは、【9】の控訴審判決である。BがA及びXを被供託者として昭和61年９月９日地

方法務局に供託した金銭につき、控訴人Xは、還付請求権を有することを確認する。被控訴人Yは、①譲渡制限特約の存在、②Xが特約につき悪意又は重過失であることを抗弁として反論した。裁判所は、①及び②の抗弁を認め、Xの控訴を棄却した。

【13】東京地裁平成6年12月15日（金法1413号38頁）。Y_1は、Aに対して平成2年11月20日、請負代金債権を有していたが（本件債権）、AY_1間で「Y_1はAの書面による承諾がなければ債権を譲渡することができない」との特約がされた。Y_1は、平成2年11月22日、本件債権をXに譲渡し、その旨がAに通知された。他方、Y_2は、本件債権について仮差押命令を申し立て、同年12月6日、その仮差押命令がAに到達された。また、Y_3は、本件債権について仮差押命令を申し立て、同月20日、その仮差押命令がAに送達された。Aは、平成3年2月8日、本件債権について、譲渡制限特約についてのXの善意悪意が不明で債権者を確知できない及び二重の仮差押えがされたことを供託原因として、供託した。

XとYらとの間で、Xが供託金の還付請求権を有することを確認したところ、Y_3は、「Xは実質的に貸金を業としている者であり、建設工事請負契約から生じる債権に譲渡制限特約が付されていることが常識であるから、仮にXが債権譲渡制限特約の存在を知らなかったとしても、そのことにつき重大な過失がある」と抗弁した。裁判所は、Y_3の抗弁を認めた上で、「Y_2及びY_3との関係では債権譲渡の効力を認めることができない」と判示した。

【14】東京地裁平成7年9月4日（判タ904号152頁）。Aは、Yに対して請負代金債権を有していたが（本件債権）、AY間で「当事者は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ないかぎり、第三者にこの契約によって生じる債権を譲渡し、義務を引き受けさせてはならない」との特約がされた。Aは平成6年4月6日本件債権をXに譲渡し、その旨が内容証明郵便でYに通知された。Yは、本件債権について、Xを被供託者として、Xの譲渡制限特約についての善意悪意が不明で、真の債権者を確知できないとの供託原因により、同年5月31日供託した。

Xからの遅延損害金の支払請求を受けたYは、①Xは譲渡制限特約につき悪意又は重過失があること、②Aに対する立替金の控除を抗弁

として、これを拒絶した。これに対して、Xは、③「工事完成は、代金支払債務のみが残存し、譲渡制限特約は注文者にとって意味が失われる」、④「YがAに対する立替金債権を取得したのは、債権譲渡通知の後であるから、Yは右立替金の控除をもって原告に対抗することができない」と再抗弁した。裁判所は、Yの①の抗弁を認め、「工事請負契約において工事が完成した後においても、請負人の瑕疵担保責任等の義務があり、代金支払まで譲渡制限特約の意味が失われることはない」としてXの③の抗弁を否定した上で、Xの請求を棄却した。

【15】東京地裁平成10月５月６日（金法1544号77頁）。Aは、譲渡制限特約のあるテレビ番組製作請負代金債権を有していた（本件債権）。Xは、平成４年３月11日租税債権を徴収するため、本件債権を差押え、同月13日右債権差押通知書をBに送達した。ところで、本件債権については、Xの右差押えの他に、平成４年１月６日AからYに本件債権が譲渡されたとの通知がYからBに対して発せられ、同年３月11日Bに到達しており、Yは、右債権譲渡がXによる差押えに優先すると主張した。

しかし、上記Yの主張に対して、Xは、Yは譲渡制限特約につき悪意又は重過失があると反論した。裁判所は、「テレビ局がテレビ番組製作会社にテレビ番組の製作を発注する場合には、書面により契約書を取り交わしているのが通例であり、その契約には、ほとんどの場合、債権譲渡等を制限する旨の特約が記載されている」として、Xの反論を認めた上で、「AからYに対する本件債権の譲渡は、Xによる本件債権の差押えに対抗することができない」と判示した。

【16】東京地裁平成10年６月26日（公刊物未登載）。Y_1は、平成７年９月20日Y_2市との間で道路改修工事請負契約を締結した。その際に、Y_1Y_2間で「Y_1はこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡してはならない」旨の特約がされた。平成８年４月４日Y_2に対して、請負契約に基づき請負代金債権を有していた（本件債権）。Y_3は、同月４日租税債権を徴収するため、本件債権を差押え、右債権差押通知書は同日午前９時、Y_2に到達された。

他方、本件債権については、平成８年４月４日、右債権差押通知の後に、譲渡人をY_1、譲受人をX、譲渡債権を本件債権とする債権譲渡通

知書がY_2に送達された。Y_3は、平成８年４月17日、本件債権を差押え、右債権差押通知書が同月18日Y_2に送達された。Y_2は、平成８年５月23日、本件債権の真の債権者を確知できないとして、本件請負代金を供託した。Y_3は、平成８年６月11日租税債権を徴収するため、供託金の還付請求権を差押えた。そこで、Ｘと$Y_1Y_2Y_3$との間において、Ｘが供託金の還付請求権を有することを確認する。これに対して、Y_3は、Ｘは譲渡制限特約につき悪意又は重過失があると主張し、Ｘとの間で、Y_3が供託金の還付請求権を有することを求める。

裁判所は、「……国又は地方公共団体に対する請負代金債権には通常譲渡制限特約が付されていることは、金融業者など債権回収業務に従事する者の間では相当広く知られている事実である」として、Y_3の抗弁を認め、Y_3が供託金の還付請求権の取立権を有すると判示した。

【17】大阪地裁平成10年６月29日（公刊物未登載）。Ａは、Ｂらから運搬業務等を請け負ったが、ＡとＢらとの各業務の委託契約においては、いずれもその契約に基づくＡのＢらに対する債権の譲渡を制限する旨の特約があった。しかし、それにもかかわらず、Ａは、Ｂらに対して現在及び将来有する一切の債権をＸに譲渡し、その旨がＢらに通知された。他方、Ａの債権者であるＹらは、譲渡された債権を差押えた。ｂらは、債権者不確知等を理由として、請負代金を供託した。そこで、Ｘは、Ｙらに対し、Ｘが供託金還付請求権を有することの確認を求める。これに対して、Ｙらは、Ｘが特約につき悪意又は重過失であることを抗弁として反論した。裁判所は、「右のような契約には、一般的に代金債権につき譲渡制限特約が付されていることが広く知られており、商取引を行うものにとって周知の事柄に属すると認めるに足りる証拠はない」として、ＸとＹらとの間で、Ｘが供託金につき還付請求権を有することを確認した。

【18】東京地裁平成11年１月26日（判タ1026号220頁）。Ｙは、Ａ（大日本土木）に対し、平成８年４月１日締結された工事下請負基本契約及び平成９年２月18日付注文書に基づく請負代金債権を有していたが（本件債権）、AY 間で本件債権についてＡの書面による承諾を得た場合を除き、その譲渡を制限する旨の特約がされた。しかし、それにもかかわらず、Ｙが本件債権をＸに譲渡し、その旨が平成９年６月４日Ａに通知

された。Aは、同年７月８日本件債権につき真の債権者を確知できないとして、請負代金を供託した。B（国）は、平成10年２月17日Yが有する本件供託金の還付請求権を差押えた。そこで、XとYとの間で、Xが本件供託金の還付請求権を有することを確認した。

Bは、Xは譲渡制限特約につき悪意又は重過失があると主張した。これに対して、Xは、請負代金債権に譲渡制限特約を付するのは理由については合理性が認められないと反論した。裁判所は、「元請業者の当該工事にかかる労賃相当額の二重払いの回避（孫請先等に立替払したことによる求償権債権との相殺権の確保）、債権者不確知による危険の回避、債権譲渡を契機とする下請業者の信用不安の回避などの必要性から……一般広く、建設工事請負契約においてはお請負代金債権の譲渡を禁止する特約が付せられていることが認められる」として、譲渡制限特約の合理性を認め、またBの抗弁を認めた上で、XとBとの間において、Bが本件供託金の還付請求権を有することを確認した。

【19】東京高裁平成11年12月28日（金商1089号20頁）。これは、【12】の控訴審判決である。控訴人Xと被控訴人Aとの間で、Xが供託金につき還付請求権を有することを確認する。これに対して、裁判所は、譲渡制限特約につき悪意又は重過失のXが本件債権を取得することができないとして、本件控訴を棄却した。

【20】東京地裁平成12年４月25日（金法1598号57頁）。Yは、Aから建設工事屋根工事及びその追加工事等を請け負ったが、それ以前にAY間で締結された基本契約に基づく工事下請契約には、「相手方の書面による承諾を得た場合を除いては、個別契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させない」旨の特約が記載された。しかし、それにもかかわらず、Yは、Aに対して有する請負代金債権をXに譲渡し、その旨が平成10年10月５日配達証明郵便でAに通知された。他方、Aは、Yが同年10月５日に支払いを停止し事実上倒産したことから、右請負契約を解除し、同月８日、それまでの出来高に相当するYの代金債権とAがYに代わって支払った労賃相当分の立替払請求権とを対等額で相殺し、工事残代金を供託した。

Xは、Yから右債権の譲渡を受けたとして優先的な還付請求権を主張し、本訴においてその確認を求めるのに対して、Yは、Xへの債権譲渡

の存在を争うとともに、譲渡制限特約の存在を理由に譲渡無効等を主張して、反訴において供託金の還付請求権の確認を求める。裁判所は、まず「右特約は一般に第三債務者の利益を考慮して付されるものであるところ、本件においては、前記認定のとおり、第三債務者であるＡはＸからの債権譲渡通知を受けた後にＹに対して有する反対債権によって相殺をすることにより自己の利益を確保した上で全代金のみを供託しているのであるから、もはやＡの利益を考慮する必要がない」として、譲渡制限特約の目的を明らかにした。その上で、「自ら右特約に違反する行為をしたＹが右特約違反の主張をすることは、禁反言の法理に照らし許さない」として、Ｙの請求を棄却し、Ｘの請求を認めた。

【21】東京地裁平成14年８月２日（公刊物未登載）。Ａは、平成11年９日B_1又はB_2に対して、請負代金債権（１）又は請負代金債権（２）を有していた（本件債権１又本件債権２）が、これらの債権には、いずれも譲渡制限特約が付された。しかし、それにもかかわらず、Ａは、同年９月25日本件債権をＸに譲渡し、その旨がB_1B_2に通知された。B_1B_2は、本件各債権の真の債権者を確知できないとして、同年11月９日それぞれ供託した。

Y_1（国）は、租税債権を徴収するため、平成12年２月23日本件供託金１の還付請求権を差押え、さらに同年３月３日本件供託金２の還付請求権を差押えた。Y_2は、同年３月22日本件供託金１を差押え、また、同月７日本件供託金２の還付請求権を差押え、さらに同月22日本件供託金２を差押えた。Ｘは、本件供託金１・２について、それぞれ還付請求権を有すると主張するのに対して、Y_1Y_2はこれを争い、Y_1は、還付請求権の取立権を有すると主張した。

Y_1Y_2は、Ｘは譲渡制限特約につき悪意又は重過失があると主張するのに対して、Ｘは、①主位的に譲渡制限特約につき善意・無重過失であること、②予備的に悪意又は重過失があったとしても、B_1B_2はY_1Y_2の差押え以前に本件債権譲渡もそれぞれ承諾を与えたことと反論した。裁判所は、「建設工事請負代金債権については、債権譲渡制限特約が付されることが通例であり」として、Ｘの①の抗弁を否定し、②の抗弁を認めた上で、ＸとY_1Y_2との間において、Ｘが各供託金についてそれぞれ還付請求権を有することを確認した。

【22】東京高裁平成15年２月26日（訴月51巻１号181頁）。これは、【15】の控訴審判決である。控訴審では、被控訴人 Y_2は、「B_1B_2は、債権譲渡制限特約付債権の譲渡を承諾したのではなく、債権の譲渡の事実があったことを認識した上で、紛争に巻き込まれることを回避するために供託したに過ぎない」と主張した。裁判所は、Y_2の主張を認めた上で、控訴人 Y_1と被控訴人 X との間において、各供託金について Y_1が還付請求権の取立権を有することを確認した。

【23】大分地裁平成16年３月26日（訴月51巻５号1315頁）。A は、平成14年２月21日 B と間で、建設工事下請基本契約を締結した。その際に、AB 間で請負代金債権を第三者に譲渡することを制限する旨の特約がされた。しかし、それにもかかわらず、A は、B に対して取得する請負代金債権を Y に譲渡し、その旨が同年９月30日 B に通知された。

他方、X は、同年14月10月７日国税債権を徴収するため、請負代金債権を差押えた。B は、真の債権者を確知できないとして、同年11月11日請負代金を供託した。X は、国税債権を徴収するため、同月14日供託金の還付請求権を差押えた。X と Y との間で、X は供託金の還付請求権を有することを確認する。裁判所は、Y には譲渡制限特約につき重大な過失があり、Y に対する債権譲渡は無効であって、Y は請負代金債権を取得することができないとして、X の請求を認容した。

【24】横浜地裁平成16年６月８日（金法1754号81頁）。破産会社 X_1と Y は、平成14年９月６日、X_1の A に対して現在有し又は将来有する請負代金債権を譲渡した。X と A は、同年４月建設工事請負契約を締結した。その際に、AX_1間で請負代金債権につき譲渡制限特約が締結された。A は、同年10月31日債権者不確知を理由として請負代金を供託した。そこで、破産管財人 X_2と Y との間において、X_2は供託金の還付請求権を有することを確認するため、Y には譲渡制限特約につき重過失があったと主張した。

上記 X_2の主張に対して、Y は、譲渡制限特約が譲渡された債権の債務者のみが主張し得ることであると反論した。裁判所は、「本件債権譲渡契約は、譲渡された債権が請負代金債権であることにかんがみても、同債権の債務者の利益のみを保護するためのものであるとはいえないし、X_2は破産管財人として、X_1とは別個の立場に立つものであるから、

本件債権譲渡特約を主張し得る」として、Yの反論を否定し、X_2の請求を認容した。

【25】東京高裁平成16年10月19日（金法1754号75頁）。これは、【22】の控訴審判決である。被控訴人X_2が譲渡制限特約を援用して譲渡無効を主張できるかについて、裁判所は、「破産手続は、強制的に破産者の全財産を管理換価して、総債権者に公平な金銭的満足を与えることを目的とする裁判上の手続であり、破産管財人は、破産裁判所から選任されて、破産債権者の共同的満足の引当てとして破産者の総財産を把握し、これをもって形成される破産財団の代表機関となり、破産財団の管理処分権限を専有してその管理、換価、配当等を実施するのであって、破産者の代理人ではなく、破産者とは別個の立場に立つものであるから、本件債権譲渡制限特約を援用して本件債権譲渡の無効を主張し得る」として、Yの控訴を棄却した。

【26】長野地裁平成18年1月19日（訴月52巻8号2675頁）。AとBは、運送請負契約を締結した。その際に、AB間で運送代金債権の譲渡を制限する旨の特約がされた。しかし、それにもかかわらず、Aは、平成16年5月6日Bに対して取得する運送代金債権をXに譲渡した、その旨が同月8日午後Bに通知された。他方、Aは、同年4月30日同一の債権をY_1に譲渡し、その旨が同年5月8日午後Bに通知された。Bは、同年5月21日、債権者不確知を理由に、運送代金を供託した。Aの差押債権者であるY_2及びY_1は、供託金の還付請求権の帰属を争う。そこで、Xは、$Y_1$$Y_2$との間において供託金についてXに還付請求権があることの確認を求める。Y_2は、Xに譲渡制限特約につき悪意又は重過失があることを抗弁として主張した。裁判所は、まず「継続的な運送契約及び多数の取引先を有する運送事業者の運送契約においては、決済等事務処理の円滑性等の要請から譲渡制限特約を付すことに合理性がある」として、譲渡制限特約の合理性を認めた。さらにY_2の抗弁を認め、XのY_2に対する請求を棄却した。

【27】神戸地裁平成18年11月17日（金法1870号49頁）。Xは、Aに対して請負代金債権を有していたが、XとAと間の工事発注基本契約及び工事発注基本契約約款によって請負代金債権には譲渡制限特約が付されていた。しかし、それにもかかわらず、Xは、請負代金債権をYらに

譲渡した。その後に、Aは債権者不確知を供託原因として請負代金を供託した。そこで、Xは、Yらに対して、Xが供託金の還付請求権を有することの確認を求める。これに対して、Yらは、①X及びYらの間では債権譲渡は有効であること、②譲渡無効を主張できるのはAだけであること、③特別清算手続の清算人は特別清算前のXの立場と異なる法的主張を行うこと等を抗弁として主張した。

裁判所は、まず「……特約は債権の譲渡性を物権的に奪うものであり、特約に反してなされた債権譲渡は無効であり（物権的効力）……本件において債務者であるAの承諾がない以上、本件債権譲渡担保契約による譲渡は無効であり、本件債権の帰属主体に変更がないことは明らかである」として、①及び②の抗弁を否定した。また、③の抗弁について「……Xは特別清算手続中であり、債権者間に公平かつ平等な配当を行う必要があり、清算人にはその義務が課せられていること……を総合考慮すると、Xの代表清算人が債権譲渡の効力を無効であると主張することが禁反言の法理に反し、信義則に違反するまでは言えない」とし、Xの請求を認容した。

【28】大阪高裁平成19年４月27日（金法1870号47頁）。これは、【25】の控訴審判決である。控訴人Yらは、原判決の取消しを求めて控訴を提起した。控訴審で、Yらは、以下の理由により譲渡担保債権に付された譲渡制限特約が失効したことを主張する。すなわち、①Aが譲渡制限特約違反であるとの指摘をせずに「債権者不確知」として供託したことにより、Aは、譲渡ついて黙示の承諾を与えたものと解釈できること、②譲渡担保債権が供託により消滅したことから、譲渡制限特約の効力もその時点で消滅したこと、③譲渡制限特約の利益は第三債務者のみに帰属する「譲渡制限特約保護権」として構成すべきであり、Aは供託によりこの利益を放棄したことである。

前記①については、Aが事後的にも債権の譲渡を承諾していないことは明らかであろ、②については、譲渡制限特約関係が終了していも債権の帰属に影響せず、③については、「譲渡制限特約保護権」なる概念は失当であることを理由に、Yらの主張の棄却を求める。裁判所は、まず「Aは債権者不確知として供託した後も、本件債権の譲渡を承諾していないことが認められる」として、①の抗弁を否認した。また「本件債権

が供託により消滅したとしても、譲渡担保債権の譲渡制限特約関係の消長には影響しない」として、②の抗弁を否認した。さらに、③の抗弁については、「Yらの主張する譲渡制限特約保護権なる権利は認めることができない」とした。結局、本件控訴を棄却した。

【29】最高裁平成21年3月27日（民集63巻3号449頁）。最高裁は、「……債権の譲渡性を否定する意思を表示した譲渡制限の特約は、債務者の利益を保護するために付されるものとされる。そうすると、譲渡制限の特約に反して債権を譲渡した債権者は、特約の存在を理由に譲渡の無効と主張する独自の利益を有しないのであって、債務者に譲渡の無効を主張する意思があることが明らかであるなどの特段の事情がない限り。その無効を主張することは許さないと解するのが相当である」として、第1審判決を取り消した上で、上告人Yらが供託金の還付請求権を有することを確認した。

【30】津地裁平成20年3月11日（訴月55巻4号1917頁）。Aは、平成2年6月1日Bとの間で工事下請基本契約及び下請基本契約約款を締結した。その際に、AB間でA又はBが、基本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない旨の特約がされた。しかし、それにもかかわらず、Aは、平成14年7月12日Bに対して取得する同年1月12日から平成18年7月12日までの間の請負代金をYらに譲渡し、その旨が同日（平成14年7月12日）Bに通知された。

他方、Xは、同年8月1日、租税債権を徴収するため、AのBに対する請負代金債権を差押えた。Bは、同月25日真の債権者が確知できないとして、請負代金を供託した。Xは、同年9月27日、供託金の還付請求権を差押えた。そこで、Xは、Yらに対して供託金還付請求権の取立権がXにあることの確認を求める。Xは、①工事請負契約に譲渡制限特約を付すことは公知の事実であること、②譲渡制限特約の有無について調査・確認を行っていないことを理由に、悪意又は重過失のYらが譲渡された債権を取得し得ず、供託金の還付請求権を取得しないと主張した。裁判所は、①の主張を否定したが、②の主張を認め、Xの請求を認容した。

【31】長崎地裁平成24年8月27日（判タ1385号129頁）。Aは、平成20年9月26日、Bと改修工事請負契約を締結した。その際に、AB間で請

負代金債権の譲渡を制限する特約がされた。しかし、それにもかかわらず、Aは、同年12月26日、Bに対して取得する請負代金債権をXに譲渡し、その旨が同月27日Bに通知された。Bは、同月30日、債権者不確知を供託原因として、請負代金を供託した。Cは、供託金の還付請求権に対する債権差押えの申立てをし、その旨の債権差押命令を得て、同命令は、同年５月19日Y（国）に送達された。Xは、同年８月11日法務局に対し、供託金の還付を受けようと払渡しの請求を行ったが、供託官は、同月16日還付を受ける権利を有することを証する書面（Cの承諾書）の添付がないことを理由に、Xの請求を却下した。

裁判所は、「供託物の還付請求権が差し押えられたときは、差押債権である還付請求権の譲渡の有無を問わず差押債権者は還付請求権についての利害関係人に当たる」、又は「債権の譲渡人の差押債権者は、前判示のとおり、債権の譲受人から独立した利害関係と地位を有しているから、債権の譲受人とは独立して、前記特約の存在を理由に当該債権譲渡の無効を主張することができる」として、供託官に対し、供託金の還付を求める部分を却下した。

【32】東京地裁平成24年10月４日（判タ1387号216頁）。Y_1とAは、平成20年５月30日、Y_1がAに対する債権を担保するため、AのBに対する工事請負代金債権のうち同年２月29日から平成23年７月３日までの間に発生するものをYに譲渡するとの契約を締結した。そして、これに基づき、平成20年６月18に利、債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされた。Aは、平成21年５年18日、Bとの間で、建物改修工事請負契約を締結した。その際に、AとBは、請負契約によって生ずる債権について、譲渡制限の特約を付する合意をした。

Y_1は、Bに対し、平成21年２月９日譲渡契約及び譲渡の登記がされたことについて、通知した。Xは、租税債権を徴収するため、同月22日請負代金債権を差押えた。bは、同年２月９日、過失なく債権者を確知できないとして、請負代金を供託した。Y_1は、平成23年12月19日、供託金の還付請求権をY_2に譲渡した。そこで、XとY_2との間で、供託任につきXが還付請求権の取立権を有することを確認する。これに対して、Y_2は、①Y_2が譲渡制限特約につき善意又は無重過失であること、②Xが譲渡制限特約の存在を理由に譲渡無効を主張できないことを抗弁とし

て主張した。

裁判所は、まず「本件請負代金債権に譲渡制限の特約を付する合意がされたのは、Y_1が本件請負代金債権を譲り受ける契約を締結した後のことである（前提のなる事実（2）（3））から、本件請負代金債権の譲渡当時のY_1の善意について論ずることは不可能であって、無意味というほかない」として、①の抗弁を否認した。また、「Xは、譲渡制限の特約に反して債権を譲渡した債権者ではなく、特約の付された債権について差押えをした債権者であって、特約の存在を理由に譲渡の無効を主張する独自の利益を有する」として、②の抗弁を否認した上で、Xの請求を認容した。

【33】大阪地裁平成25年８月６日（訴月60巻３号688頁）。Aは、平成18年４月１日、Bとの間で運送委託契約を締結した。なお、この契約には譲渡制限特約が記載された。Aは、平成22年４月９日、脱退Y_1との間でAが現に有し又は将来有する債権を脱退Y_1に譲渡する旨の集合債権譲渡契約を締結した。同年４月16日、譲渡契約に基づく債権譲渡登記がされ、同年８月９日頃、Bに当該登記がされている旨の通知がされた。

他方、Xは、平成22年８月３日租税債権を徴収するため、運送代金債権を差押え、同日債権差押通知書をBに交付した。Bは、同年12月７日債権者不確知を理由に運送代金を供託した。Y_1は、平成23年12月19日引受参加人Y_2に対し、供託金の還付請求権を譲渡した。そこで、Xは、上記債権譲渡が無効であると主張し、Y_1に対し、Xが上記供託金還付請求権の取立権を有することの確認を認める訴訟を提起した。

裁判所は、まず「Xは、本件債権譲渡制限特約の存在を理由に、本件債権譲渡契約の無効を主張する適格を有する」とし、また「銀行として、悪意と同視し得る重大な過失に当たる」とし、Xの請求を認容した。なお、「全国に多数の販売拠点や製造拠点を有しており、自社製品を運送するために運送契約を多数締結する必要がある本件第三債務者にとっては、運送人が運送代金債権を自由に譲渡できるとすると、債権者及び債権譲渡の有無の確認を行うことが事務処理上煩雑となり、二重払いを強いられるなどの危険があるから、運送人が運送債務を履行しない限り、運送代金に相当する金員を得ることができないようにすることが運送代金債権に債権譲渡禁止特約を付す動機となり得る」として、譲渡制限特

約の合理性を認めた。

【34】東京地裁平成27年４月28日（判時2275号97頁）。Ａは、継続的にＢからＢが建設、管理する建築物件の内装工事について発注を受けて内装工事を行い、その都度、Ｂに対する請負代金債権を取得していた。そして、ＡとＢとの協議により、それらの請負代金債権については、譲渡制限特約が付されていた。

Ｘは、平成23年10月３日、Ａとの間で、ＡのＸに対する同日時点及び将来発生する一切の債務を担保するため、ＡがＢに対して同日時点で有し及び同日から５年間に取得する請負代金その他の一切の債権を譲渡するとの債権譲渡契約を締結した。Ｘは、同月27日当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記をした。なお、Ｘは、登記事項証明書を平成24年８月17日Ｂに交付した。

Ａは、上記の継続的な取引の一環として、平成24年１月11日Ｂから、マンション新築工事に関する内装工事を請け負った。ＡとＢは、上記請負契約に係る請負代金債権について、譲渡制限特約の合意をした。Ａは、この請負契約に基づき、Ｂに対し、請負代金404万円を取得した。Ｂは、真の債権者を確知できないとして、請負代金を供託した。そこで、Ｘは、破産管財人Ｙとの間において、供託金の還付請求権がＸに帰属することの確認を認める。

裁判所は、まず改正前法466条２項ただし書の適用がないかどうかについて、「債権譲渡制限特約より前に本件債権譲渡契約がされた場合には、譲渡時における債権譲渡制限特約の有無についての『善意』の概念をいれる余地がなく、同項ただし書の適用はない」とし、また債権譲渡の無効を主張することの可否について、「譲渡制限債権の譲渡の一般債権者がこれを差し押えたことをもって、譲渡制限特約の存在を理由に譲渡の無効を主張する独自の利益を有するということができないのと同様、破産債権者の利益のために財団債権に対する差押債権者と類似の法律上の地位が認められることはできない」とした上で、ＸとＹとの間において、供託金についてＸが還付請求権を有することを確認した。

【35】東京地裁平成28年４月22日（訴月63巻３号1132頁）。Ｂは、平成23年10月３日、Ｘとの間で、債権譲渡担保契約を締結し、ＢのＸに対する同日時点及び将来発生する一切の債務を担保するため、ＢがＡに

対して、同日時点及び同日から５年の間に取得する請負代金その他の一切の債権を譲渡した。ＸとＢは、同月27日債権譲渡について、譲渡登記をした。Ｘは、譲渡契約に基づき、Ａに対し、ＢのＡに対する工事請負代金債権の譲渡を受けた旨の通知をし、同通知は、平成24年８月18にＡに到達した。

Ｙは、平成24年９月５日、ＢのＡに対する請負代金債権を差し押えた。Ａは、平成25年７月16日、Ｂに対する平成24年７月及び同年８月分の工事請負代金を供託した。なお、請負代金債権については、Ａの承諾なしに債権譲渡をすることができない旨の譲渡制限特約が付されていた。ＸとＹとの間において、供託金につきＸが還付請求権を有することを確認する。

裁判所は、まずＹが譲渡無効を主張することの可否については、「Ｘは、債権譲渡によってＢが利益を受けているから、一般債権者であるＹもこれにより利益を受けていると主張するが、そのような利益を観念することができるとしても事実上のものに過ぎない上、債権譲渡の無効を主張することによる利益と両立するものであって、Ｙが債権譲渡の無効を主張する独自の利益を有することを否定すべき事情には当たらない」とし、また改正前法466条２項ただし書の適用がないかどうかについては、「善意とは、債権譲渡を受けた時点において、債権譲渡制限特約の存在を知らないことを意味するから、将来生じるべき債権が譲渡された場合に、その時点で債権譲渡制限特約の存在を知らないということは観念できないというべきである」とした上で、ＸとＹとの間において、供託金につきＹが還付請求権の取立権を有することを確認した。

【36】和歌山地裁令和１年５月15日（金商1577号33頁）。破産会社X_1は、平成26年12月８日から平成27年７月31日までの間に、Ａとの間で、X_1を請負人とする工事請負契約を締結した。工事請負契約に、X_1が、Ａの書面による承諾を得ずに、Ａに対して代金債権等を譲渡すること制限する特約が付されている。X_1は、平成27年７月17日、Ｙとの間で、X_1がＡに対して「平成26年12月31日～平成36年12月31日」に取得する工事請負代金について、債権譲渡担保契約を締結した。Ｙは、同年７月28日譲渡担保契約について、譲渡登記を経由した。Ａは、平成27年８月以降、債権者不確知を理由に、請負代金の一部を供託した。そこで、破

産管財人 X_2は、供託金につき還付請求権が X_2に帰属することの確認を求める。

裁判所は、「破産手続の開始決定があった場合には、破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した破産管財人に専属し（破産法78条１項）、それとともに、破産財団に属する財産に対する破産債権に基づく強制執行等が破産財団に対しては禁止され、既になされた部分は失効すること（同法42条１項、２項）に照らすと、破産管財人は、総債権者の利益のために、破産財団に属する財産について包括的な差押えをしているものと評価することができる。そうすると、差押債権者について債権譲渡制限特約の無効主張を主張する独自の利益を肯定する平成９年最判の射程は、破産管財人にも及ぶものと解するのが相当である」として、X_2の請求を認容した。

第２款　裁判例の検討

第１項　全体的傾向

１　裁判例の数の時代的推移

譲渡制限特約に関する裁判例を確認すると、裁判例の数の時代的推移には顕著が特徴が看取される。裁判例は、平成時代に入ると急増する。昭和時代には12件に過ぎないが、平成10年代には５件、20年代には12件、30年代には６件、令和時代には１件徐々に増加する。

２　紛争類型の特徴

紛争形態についても、顕著な特徴が看取される。建設工事請負契約に纏わる事件が断然多く、全体の90％を占める（33件）。他方、荷役請負契約（又は運送委託契約）に纏わる事件が２件がある。その他、テレビ番組製作請負契約に纏わる事件が１件しかない。

３　紛争形態の特徴

譲渡制限特約の効力が争われる場面は、「債務者以外の者（差押債権者、破産管財人など）は、譲渡制限特約を持ち出して譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であると主張した」場面（第１の検討場面）と、「譲受人からの請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在を理由に支払を拒絶した」場面（第２の検討場面）とに大別される。

４　請求の認容率

認容率についていえば、第１の検討場面において、一部の裁判例は、譲渡人や破産管財人が譲渡制限特約を援用できないと判示したが、それ以外の裁判例は、破産管財人や差押債権者や第二譲受人や履行保証人との関係では、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であるとの立場を採用しており、認容例のほうが多い。また、第２の検討場面において、譲渡制限特約の合理性を問題視することによって債務者の譲渡制限特約による抗弁を否認する裁判例が存在しない。

第２項　譲渡制限特約の目的及び合理性

１　第１の検討場面

（１）裁判例の一般的傾向

譲渡制限特約は、債務者の利益を保護するために付されるものであるが、実務では債務者以外の者が譲渡制限特約を持ち出して譲渡無効と主張した事例は圧倒的に多い。譲渡制限特約により追求される利益とは何かという視点からは、裁判例を、①破産管財人や差押債権者が「譲渡された債権を譲渡人の責任財産にとどめておく利益」を確保するために譲渡制限特約を持ち出した事例群[1]と、②同一債権が多重譲渡された場合の競合する譲受人が譲渡された債権についての優先順位を確保するために譲渡制限特約を持ち出した事例群[2]と、③譲渡制限特約に違反して債権を譲渡した譲渡人が債権譲渡契約を無効とするために譲渡制限特約を持ち出した事例群[3]とに分けることができる。

これら３つの事例群において、債務者は、争いの結果を待たず、譲渡された債権について債権者不確知を原因として供託する傾向が強く見られた。つまり、債務者は、譲渡された債権の真の債権者が誰であるか、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が有効であるか無効であるかについて関心を有しておらず、その関心は、争いに巻き込まれるリスクを回避したいということである。譲渡された債権の金額に相当する金銭を供託し

[1] 【4】【7】【8】【9】【11】【12】【13】【15】【16】【17】【18】【19】【21】【22】【23】【24】【25】【26】【27】【28】【30】【31】【32】【33】【34】【35】は①の事例群に属する。

[2] 【7】は②の事例群に属する。

[3] 【29】は③の事例群に属する。

た債務者に譲渡無効を主張する意思がない場合において、債務者以外の者は、①②③のような利益を確保するために譲渡制限特約の存在を理由に譲渡無効を主張したときは、裁判所は、どのように無効主張について判断してきたであろうか。

上記①の類型の事案においては、一部の裁判例は、「差押債権者と類似の法律上の地位が認められる破産管財人についても、譲渡禁止特約の存在を理由に譲渡の無効を主張する独自の利益を認めることができない」とし、「破産管財人は、第三者に対し、そのことを理由に当該債権譲渡の無効を主張することはできない」と判示したが（１件しかない）[4]、それ以外の裁判例は、破産管財人、差押債権者、履行保証人といった者との関係では、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であるとの立場を採用してきた[5]。他方、②の類型の事案において、裁判所は、譲渡制限特約につき善意又は無重過失のある第二譲受人が譲渡制限特約の存在を援用することができるということを前提としていた[6]。その他、③の類型の事案において、裁判所は、「譲渡人が譲渡制限特約の存在を理由に譲渡の無効を主張する独自の利益を有しない」として、譲渡人の譲渡無効について否定的である[7]。

（２）若干の裁判例の検討

平成15年６月前の実務では、譲受人は、悪意又は重過失のある第三者との関係では譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であり、債務者以外の第三者（差押債権者、履行保証人等）も譲渡の無効を主張できることを前提として行動していた。例えば、【23】において、差押債権者は、譲受人が改正前法466条２項の善意の第三者に当たらず、譲渡制限特約付債権を取得できないと主張するのに対して、譲受人は、譲渡制限特約の主張権者に言及せず、単に譲渡制限特約につき善意又は無重過失の抗

[4] 東京地裁平成27年４月28日（判時2275号97頁）。

[5] 和歌山地裁令和１年５月15日（金商1577号33頁）、東京地裁平成28年４月22日（訴月63巻３号1132頁）。

[6] 東京地裁平成８年３月19日（金法1467号35頁）。

[7] 東京地裁平成12年４月25日（金法1598号57頁）。

弁を持ち出した[8]。その後、【24】を始めとする事案において、譲渡制限特約の主張権者が法的問題として争われた。それでは、譲受人が如何なる理由をもって譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定しようとするか。それに対して、裁判所はどのような法的評価を加えているか。

まず、譲受人の「譲渡制限特約の主張権者を債務者に限定する理由」を確認しておく。①譲渡制限特約は専ら債務者の利益を保護するために付されるものであるから、差押債権者、破産管財人、特別清算人等の「債権を譲渡人の責任財産にとどめておく利益」を保護する趣旨を含んでいるとは考えられない[9]。②破産管財人、差押債権者、特別清算人等に無効主張を認めると、総債権者は、融資金という利益だけでなく、譲渡された債権までも譲渡人の責任財産に回復させるという利益を受けることになって、二重の利益を得ることになり、明らかに不当である[10]。③第三者対抗要件が具備された時点で、譲渡人の一般債権者は、譲渡人が破産した場合であっても、譲渡された当該債権が破産財団に含まれるという期待を持ち得なくなる[11]。④差押えという方法により譲渡当事者と債務者の法律関係に割り込んできた差押債権者の利益を重視して、譲渡の無効主張を差押債権者に認めるのは、債権回収を確実にするための一手段として譲渡を受ける努力した譲受人との対比において公平ではなく、既に存在していた当事者間の法律関係の安定を不必要に害する[12]。⑤譲渡制限特約の利益は、債務者のみに帰属する「譲渡制限特約保護権」として構成すべきであり、債務者は供託によりこの利益を放棄する。

上記①のような理由については、裁判所は、【26】において「本件債権〔譲渡された債権〕の帰趨は、他の債権者への配当率及び配当額に直接

---

[8] 大分地裁平成16年３月26日（訴月51巻５号1315頁）。

[9] 和歌山地裁令和１年５月15日（金商1577号33頁）、東京地裁平成28年４月22日（訴月63巻３号1132頁）、大阪地裁平成25年８月６日（訴月60巻３号688頁）、長崎地裁平成24年８月27年（判タ1385号129頁）、神戸地裁平成18年11月17日（金法1870号49頁）、横浜地裁平成16年６月８日（金法1752号81頁）。

[10] 和歌山地裁令和１年５月15日（金商1577号33頁）、東京地裁平成28年４月22日（訴月63巻３号1132頁）。

[11] 東京地裁平成27年４月28日（判時2275号97頁）。

[12] 大阪地裁平成25年８月６日（訴月60巻３号688頁）。

影響を与えることとなり、清算人において他の債権者の利益を考慮すべき立場にある……譲渡人が特別清算手続中であり、債権者間に公平かつ平等な配当を行う必要があり、清算人にはその義務が課せられている」として、特別清算人の無効主張を認めた。また、【24】において「同債権の債権者の利益のみを保護するためのものであるとはいえないし、原告は破産管財人として、破産会社とは別個の立場に立つものである」として、破産管財人の無効主張を認めた。さらに、【31】において「差押債権者は、差押債権が譲渡されたときも差押債務者から独立した利益及び地位を有するから、差押債権について直接的な利害関係を有するというべきである」として、差押債権者の譲渡無効を認めた。

上記②のような理由については、裁判所は、【33】において「これはあくまでも反射的なものであり、譲渡人の一般債権者は、間接的な利益を享受しているに過ぎない」とし、また【35】において「そのような利益を観念することができるとしても事実上のものに過ぎない上、債権譲渡の無効を主張することによる利益と両立するもの」であるとし、さらに【36】において「本件融資によって、破産会社は6800万円の現金を取得すると同時に、被告〔譲受人〕に対して同額の借入金債務等を負担した」として、譲受人の主張を採用しなかった。

上記③のような理由については、裁判所は、【35】において「被告〔差押債権者〕は、本件供託の基礎となる請負人の注文者に対する工事請負代金債権を差し押さえた者であって、債権譲渡の無効を主張することによって利益を受ける立場にあり、利害関係のある第三者に該当する」として、譲受人の主張を採用しなかった。

上記④のような理由については、裁判所は、【33】において「本件債権を差し押さえた原則〔差押債権者〕は、創設的に取得した債権の取立権を行使しうるか否かという意味において、本件債権の帰趨について独自の利益を有するといえるから、原告の譲渡無効の主張を許容することが不公平であるとか、法的安全性を害するということもできない」として、譲受人の主張を採用しなかった。

上記④のような理由については、裁判所は、【27】において「譲渡制限特約に反した譲渡の効力は無効であるから、債務者の供託という事実によって債権の帰属に変更を生じるとしたり、債務の消滅原因に過ぎない

供託の有無によって債権の帰属が決せられるとすることは、法理論上困難である」とし、さらに【28】において「債権が供託により消滅したとしても、譲渡債権の譲渡制限特約関係の消長に影響しない」として、譲受人の主張を採用しなかった。

譲渡制限特約の主張権者をめぐって学説は対立しているが[13]、前記のとおり、裁判例の態度の骨格はほぼ固まっており、債務者のほか、譲渡人以外の者に譲渡制限特約の効力を主張する利益が認められている。つまり、債務者以外の者は、譲渡制限特約によって「譲渡された債権を譲渡人の責任財産にとどめておく利益」、又は譲渡された債権についての優先順位を確保することができる。譲渡制限特約は、そもそも債務者の利益を保護するためのものであるが、実務ではこれと異なる目的で利用されている。本論文では、これを判例理論と指称する。

2　第2の検討場面

譲受人からの支払請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶することができる。ただ、譲渡制限特約により目指されている利益が何であるかを検討する必要がある。譲渡制限特約により目指している注文者の利益は、①「弁済の相手方を譲渡人に固定すること」と、②「建設工事の適正な施工、最後まで工事を完成させること」と大別される。まず、①の利益を確認することにしよう。弁済の相手方の固定という債務者の利益としては、㋐相殺利益の確保、㋑過誤弁済危険の防止、㋒事務手続煩雑化の回避、㋓紛争に巻き込まれるリスクの回避といった点が挙げられる。

上記㋐の相殺利益の確保については、請負代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された場合に相殺の抗弁を譲受人に対抗できる範囲が問題となる[14]。具体的には、注文者が建設工事請負契約に基づいて下請業者に対して賃金を立替払したことにより元請業者に対して立替払債権を取得した場合、建設工事につき請負契約に適合しない瑕疵があり、注文

[13] 池田清治「民法学における『意図せざる結果』」民事研修517号（2000年）12頁以下、中田裕康『債権総論（第3版）』（岩波書店、2013年）528頁、石田剛『債権譲渡禁止特約の研究』（商事法務、2013年）77-79頁等参照。

[14] 東京地裁平成7年9月4日（判タ904号152頁）。

者は瑕疵の修補にかわる損害賠償請求権を取得した場合、建設工事が遅延した結果注文者が譲渡人に対して違約金債権を取得した場合に、それらの債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗できるのかといった問題である。

改正前法のもとでは、債務者は、譲渡人に対して反対債権を取得したとしても、その債権が債務者対抗要件具備後に発生した場合に、反対債権による相殺の抗弁を譲受人に対抗することができないのが原則であるが（改正前法468条２項の解釈）、注文者が譲渡制限特約によって請負代金債権を譲渡人に固定しておけば、相殺の利益が確保される。改正前法は、468条２項で債務者が譲受人に主張できる相殺の抗弁を債務者対抗要件具備前に譲渡人に主張できるものに限っているが、債務者は譲渡制限特約により相殺可能な領域を創出することができる仕組みになっている（もちろん、改正前法468条２項を解釈によって拡大する可能性は残されていた）。

上記㋑の過誤弁済危険の防止については、請負代金債権が譲渡され債務者対抗要件が具備された場合に、債務者は、譲渡人に弁済しても有効な弁済とはならないので、改正前法に二重払いの危険が内在している。例えば、判例では、注文者は譲渡人である請負人の資金調達上の都合により、毎月支払相当分を超えて支払った事例がある[15]。改正前法のもとでは、債務者対抗要件具備後に、注文者は譲渡人に対して請負代金につき支払をしても譲受人との関係においては何らの効力も生じない。注文者は、二重払いの危険を回避したいのであれば、譲渡制限特約によるほかない。

上記㋒の事務手続煩雑化の回避については、長期間の請負契約及び多数の取引先を有する注文者の請負契約において、請負代金決済等事務処理の円滑性などの要請から請負契約に譲渡制限特約が記載することに合理性がある[16]。仮に譲渡制限特約がなければ、注文者は、請負代金の支払いに応じる度に、請負代金債権の債権者、譲渡の有無ないし譲渡の過程を確認する必要性が生じる。つまり、債権譲渡によって事務処理が煩

[15] 大阪地裁昭和49年２月15日（金法729号33頁）。
[16] 大阪地裁昭和49年２月15日（金法729号33頁）。

雑となる危険性がある。この点において、事務手続煩雑化を回避することが請負代金債権に譲渡制限特約を付す動機になり得る。

上記㋓の紛争に巻き込まれるリスクの回避については、実務では同一債権につき二重の譲渡通知が到達したり、裁判所からの仮差押命令が到達した場合が多く、債務者が紛争に巻き込まれるリスクは、改正前法にも内在している。このようなリスクを回避することが譲渡制限特約を付す動機になり得る。しかも、譲渡制限特約を結んだ債務者は、争いの結果を待たず譲渡された債権について債権者不確知を原因として供託することが多い。

次に②の利益に移ろう。譲渡制限特約は、弁済の相手方を譲渡人に固定する以外の目的で利用されることもある。すなわち、建設工事請負契約においては、注文者は、譲渡制限特約によって建設工事を最後まで適正に完成させることなどを担保している[17]。具体的に言えば、建設工事完成前に請負代金債権の譲渡を認めると、請負人に履行義務のみを残す結果となるため、注文者は、請負人の義務が適正に履行されるかどうかという不安に陥ることになる。また、債権譲渡によって建設工事着手前に請負契約を締結した段階で建設資金がほぼ全額調達できるということになった場合に、工事が長期間に渡るので、その間に資金がほかの目的で利用される可能性があり、適正な施工がされるかどうか注文者に不安に抱かせることになる。これらの不安を緩和することが、建設工事請負契約に譲渡制限特約が記載する動機である。

ここでの問題は、上記②のような場合に債務者の利益が保護に値するかにある。一般論としては、このような債務者の利益は保護に値しないであろう。しかし、債務者が上記のような不安を緩和するために予防的措置として譲渡制限特約まで結んでいた場合に、そこまでした債務者には保護を与える必要があろう。譲渡制限特約の効力をめぐる裁判例において、裁判所は、譲渡制限特約の合理性を認める傾向が見られる[18]。仮

[17] 中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ第２回（2019年８月１日）資料４・12頁、昭和60年11月１日仙台地裁（訴月32巻７号1512号）、東京高裁昭和63年６月27日（判時1283号103頁）参照。

[18] 東京簡易昭和63年７月19日（公刊物未登載）、平成27年４月28日東京地裁（判

に譲渡制限特約の合理性を認めないとするならば、譲渡制限特約の存在意義が著しく減殺されるから、裁判所の法的判断に合理性があるといえよう。

第３項　将来債権の譲渡と譲渡制限特約の効力

将来発生する債権（例えば、注文者に対して将来何年間に取得する請負代金債権）が譲渡され、その後に、債権の発生原因たる契約（例えば、請負契約）を締結する際に譲渡制限特約が付された場合には、その後に具体的に発生する債権（例えば、請負代金債権）について譲渡制限特約の効力が及ぶかは問題である。

将来の請負代金債権の譲渡性が問題となる裁判例は、３件しか見れられない（【32】【34】【35】）。まず、【32】において、債権譲渡の効力を争った差押債権者は、「本件請負代金債権は、本件債権譲渡契約が締結された時点では発生していなかったから、譲渡制限の特約について善意（民法466条２項ただし書）の概念を容れる余地がない」ことを理由として、譲渡の無効を主張した。これについて、裁判所は、「債権の譲渡制限の特約についての善意（民法466条２項ただし書）とは、譲渡制限の特約の存在を知らないことを意味し、その判断の基準時は、債権の譲渡を受けた時であるところ、本件請負代金債権に譲渡制限の特約を付する合意がされたのは、譲受人が本件請負代金債権を譲り受ける契約を締結した後のことである（前提となる事実（２）、（３））から、本件請負代金債権の譲渡当時の譲受人の善意について論じることは不可能であって、無意味というほかない」とし、譲受人が譲渡契約により請負代金債権を取得できないと判示した。

次に、【34】において、改正前法466条２項ただし書の適用がないかどうかは争点となった。債権譲渡の効力を争った譲渡人の破産管財人は、「本件供託金に係る請負代金債権（本件各債権）については、前提事実のとおり、債権譲渡制限特約が付されているところ、本件各債権の発生時期はいずれも本件債権譲渡契約の後であるから、民法466条２項ただし書の適用はなく、譲受人の認識がどのようなものであったかにかかわら

時2275号97頁）等参照。

ず、本件各債権は、譲渡制限債権としての性質を有することになる」ことを理由として、譲渡制限特約に反して行われた債権譲渡は無効であると主張した。これについて、裁判所は、「……民法466条２項ただし書は、債権譲渡制限特約について『善意』の第三者に対抗できないとするが、この場合の『善意』とは、現に債権譲渡制限特約があるという事実を知らないことを意味する概念であると解され、上記のように、債権譲渡制限特約より前に本件債権譲渡契約がされた場合には、譲渡時における債権譲渡制限特約の有無についての『善意』の概念をいれる余地はなく、同項ただし書の適用はないものと解される。そうすると、本件各債権（前提事実（３）ウ及び（４）イの請負代金債権）は、債権譲渡制限特約に関する譲受人の認識のいかんにかかわらず、そもそも譲渡性がないものとして発生したものというべきである」として、破産管財人の主張を採用した。

最後に、【35】において、債権譲渡の効力を争った譲渡人の破産管財人は、「本件債権譲渡契約は、個々の債権が発生する前に包括的な債権譲渡をすることを内容とするものであるから、譲渡制限特約について譲受人が善意であるということは観念できない」ことを理由として、譲渡の無効を主張した。これについて、裁判所は、「民法466条２項ただし書は、債権譲渡制限特約について、善意の第三者に対抗することができないと定めており、第三者が善意であることは、同規定が適用されるための積極要件であると解されるところ、善意とは、債権譲渡を受けた時点において、債権譲渡制限特約の存在を知らないことを意味するから、将来生じるべき債権が譲渡された場合に、その時点で債権譲渡制限特約の存在を知らないということは観念できないというべきである」とし、「本件債権譲渡契約について、民法466条２項ただし書は適用されず、同契約は、少なくとも差押債権者に対する関係においては無効」であると判示した。

将来債権の譲渡と譲渡制限特約の効力については、改正前法は制定法の規律を欠いている。ただ、以上のように将来の請負代金債権が譲渡された場合において注文者と請負人との間で締結された譲渡制限特約の効力につき安定した判例法理が形成されている。【32】【34】【35】において、裁判所は、先行する債権譲渡の譲受人との関係においても、譲渡制限特

約の第三者効を貫徹させる。すなわち、将来債権が譲渡された後に付された譲渡制限特約の効力が先行する債権譲渡の譲受人に及び、債務者は、将来債権の譲受人に対して常に譲渡制限特約を対抗することができる。一方、債務以外の第三者に譲渡制限特約の効力を主張する利益が認められるから、譲渡人の差押債権者や破産管財人も、将来債権の譲渡を無視して行動することができる。

ところで、【32】【34】において問題となる譲渡制限特約は、確かに将来債権が譲渡された後に付されたものであるが、厳密にいえば将来債権の譲渡時から債務者対抗要件具備時の間に付されたものである。譲渡制限特約の具体的な締結時期を念頭においてみると、裁判例は、必ずしも将来債権の譲渡につき譲渡制限特約の第三者効を貫徹させていない。具体的には、債務者対抗要件具備前に譲渡制限特約が付された場合には、譲受人に譲渡制限特約を対抗できるが、債務者対抗要件具備時を基準として、その後に付された譲渡制限特約を譲受人に対抗できるかという点については、裁判例の立場は、必ずしも明らかではない状況にある。

第２節　保証金（敷金）返還請求権に関する裁判例の紹介と検討

第１款　裁判例の紹介

保証金（敷金）返還請求権に関する裁判例は、以下の通りである。

【1】東京地裁昭和47年５月12日（民集31巻２号314頁）。Ａは昭和44年６月18日、Ｙとの間で、賃貸借契約を締結し、ＡはＹに対し右契約に基づき保証金120万円を預託した。右契約が解除された場合又はＡが貸室を明け渡した場合には、Ｙは直ちに右保証金を返還する約定であった。その際に、AY 間で債権の譲渡を禁止する旨の特約がされた。Ａは昭和45年12月28日Ｙに対し貸室を明け渡した。したがって、ＡはＹに対し前記保証金の返還を請求する権利を有するのである（本件債権）。

Ａは、昭和45年８月26日本件債権をＢに譲渡し、同日内容証明郵便でＹに対しその旨通知した。他方、Ｘは、昭和45年６月11日Ａに対し金100万円を貸し付け、同額の債権を有するが、昭和46年１月20日前記保証金の返還請求権の差押え及び転付命令を申請し、その差押え及び転付命令は同月22日Ｙに送達された。そこで、Ｘは、Ｙに対し右保証金

の内金45万円の支払を求める。

Ｙは、抗弁として次のとおり述べた。①Ａが貸室を明け渡した当時、同会社はＹに対し合計83万111円の債務を負担していたので、Ｙは右債務と前記保証金返還債務とを対等額で相殺した。②Ｙは昭和46年２月10日Ｂに対し保証金の内金36万9889円を支払ったから、これによって本件債権は消滅した。これに対して、裁判所は、譲渡制限特約につき悪意又は重過失であるＢとの関係では債権譲渡が無効であることを前提として、「Ｘは右債権のうち金36万9889円の返還請求権を取得した」と判示した。

【2】東京高裁昭和48年５月10日（高民26巻２号208頁）。これは、【1】の控訴審判決である。控訴審は、「昭和45年11月27日頃、Ａの本件債権譲受を承認した」と認定した上で、「Ｙの前記債権譲渡承認によってＡとＢの本件債権の譲渡はその譲渡の日である昭和45年８月26日に遡及してその効力を生じたものといえる。そして、〈証拠〉によると前記債権譲渡の通知は昭和45年８月26日の確定日附をもつてなされていることが認められるから、Ｙとしてはその譲渡承認によつて有効となつた本件債権の譲渡の事実を第三者であるＸに対してもこれを対抗しうるものであり、このような場合承認のあつた前示昭和45年11月27日以後改めてその事実を確定日附ある証書をもつて証明する必要はないものと解するのが相当である……従つて、昭和46年１月20日本件債権に対する差押命令および右債権をＸに転付する旨の転付命令が発せられ、その決定正本が同月22日Ｙに送達されたことは当事者間に争いのないところであるが、右差押および転付命令が発せられた当時被転付債権たる本件債権はすでに適法にＢに譲渡され、Ａは本件債権の債権者ではなかつたのであるからＸは右転付命令により本件債権を取得するに由ないものというべく、結局Ｘは本件債権の債権者ではなく、ＹはＸに対しその支払義務がないことは明らかである」と判示した。

【3】最高裁第一小法廷昭和52年３月17日（民集31巻２号308頁）。これは、【2】の上告審判決である。最高裁は、「譲渡制限の特約のある指名債権をその譲受人が右特約の存在を知つて譲り受けた場合でも、その後、債務者が右債権の譲渡について承諾を与えたときは、右債権譲渡は譲渡の時にさかのぼって有効となり、譲渡に際し債権者から債務者に対して確

定日付のある譲渡通知がされている限り、債務者は、右承諾以後において債権を差し押え転付命令を受けた第三者に対しても、右債権譲渡が有効であることをもって対抗することができるものと解するのが相当であり、右承諾に際し改めて確定日付のある証書をもってする債権者からの譲渡通知又は債務者の承諾を要しないというべきである」とし、Xの上告を棄却した。

【4】東京高裁昭和48年11月19日（判時725号43頁）。Aは、Yとの間で賃貸借契約を締結し、AはYに対し右契約に基づき保証金を預託した。その際に、AY間で「保証金預り証は、Yの承諾を得ないでこれを質入又は譲渡することができない」旨の特約がされた。しかし、それにもかかわらず、AはYの対する保証金返還請求権をXに譲渡し、その旨がYに通知された。

Xからの請求を受けたYは、「本件保証金返還請求権は、本件店舗賃貸借契約が終了した場合にはじめて具体的に発生したものであるから、同債権についての譲渡制限条項（乙第1号証の店舗賃貸借契約書第6条）は、正に、右によって具体的発生し、あるいは将来発生すべき保証金返還請求権を対象とし、その譲渡を特約をもって制限した趣旨と解すべきである。そうすると、仮にXの本件保証金返還請求権譲受行為が現実になされたものであり、かつ、同賃貸借終了ののちになされたものであるとしても、同行為は、前記特約によって禁止せられていたものといわなければならない」ことを理由に、これを拒絶した。

裁判所は、「Yは、Aに対するのと同様の売場を同訴外会社の他約180店に賃貸してそれぞれからほぼ同様の多額の保証金を取得している関係上、その多数の賃借権者が自由に右保証金預り証の受渡によって保証金返還請求債権を他に質入または譲渡などをした場合にはやがてはこれが第三者間に転々と移転することが予想され、かくてはYとしても賃貸借終了時において真実の保証金返還請求権者の判定や、保証金と差引精算すべき場合の措置などに複雑な問題の生ずることが懸念されるので、これらの事態の生起することをさけるため、本件の場合に限らず他の賃借人との間でも右保証金返還請求債権の質入および譲渡を禁止することを特約しているものであることが認められ」として、譲渡制限特約の目的を明らかにしている。

譲渡制限特約の第三者効については、裁判所は、「前示契約条項中、『預り証は……質入又は譲渡することができない。』と表現されていることおよび同契約書第５条によれば、本件保証金は主として本件賃貸借の存続中に発生すべき賃借人の債務を担保し、契約終了時にそれらの債務相当金額を右保証金から差引き残額を賃借人に返還すれば足りるものであることが認められることなどを合わせ考えると、前記賃貸借契約書第６条の定めは、賃貸借終了後保証金返還請求債権が現実に発生したのちにおいて、正規の指名債権譲渡の方式になされたその譲渡までを禁止する趣旨のものではないと認めるのが相当である」として、「A が本件店舗賃貸借契約終了後において指名債権譲渡の方式によって右保証金返還請求債権を X に譲渡したことは、禁止されていたものとは認められないから、その譲渡が禁止されていたことを前提とする Y の前記主張はこれを採用することができない」と判示した。

【5】東京高裁平成７年７月27日（判タ910号517頁）。Y は、A との間で、平成２年７月23日 Y を貸主、A を借主とし、賃貸借契約を締結した。その際に、AY 間で A は賃貸借契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡してはならない旨の特約がされた。A は、Y に対し、賃貸借契約に基づく敷金として、合計506万円を差し入れていた。A は、賃貸借契約の終了に際して、Y に対し右敷金506万円から平成２年11月１日から賃貸借契約が終了した同年12月27日までの未払賃料等として109万8390円を控除した残額396万1610円の返還を催告した。A は、平成３年１月９日敷金返還請求権を X に譲渡し、Y に対して同月10日付翌11日到達の書面をもってその旨の通知をした。そこで、X は、Y に対して敷金の残額の支払を求める。X からの請求を受けた Y は、譲渡制限特約につき悪意又は重過失である X との関係では債権譲渡が無効であることを理由にこれを拒絶した。

裁判所は、「本件譲渡制限特約は、本件賃貸借契約書中に当該特約の占める位置及びその文言からして、当事者間の信頼関係を必要する賃貸借契約が存続していることを前提とした約定であって、賃貸借契約が終了した後まで効力を有するものとは解されない。しかるところ、本件債権譲渡は、本件賃貸借契約が終了した後、その対象となった前記各債権を譲渡したものであって、敷金返還債権も既に具体的に発生していた残

額の返還債権を譲渡したものであるから、本件譲渡禁止特約によって、その譲渡が制限されることはなく、被控訴人の本件譲渡禁止特約に対する認識の有無及び過失の有無・程度を検討するまでもなく、控訴人が被控訴人に対し敷金返還債権の譲渡が禁止されていた旨を対抗する余地はないものというべきである」として、Yの主張を採用しなかった。

【6】東京高裁平成７年10月31日（金法1463号36頁）。AとB間の昭和62年５月26日付の賃貸借契約には、Aは敷金に関する債権を第三者に譲渡し又は債務の担保に供することができない旨の特約が記載されている。しかし、それにもかかわらず、Aは、平成４年４月24日Bに対して取得する敷金返還請求権をXに譲渡し、その旨が同年５月18日Bに通知された。Aは、平成４年７月14日破産宣告決定を受け、Yが破産管財人に選任された。

Bは、債権者不確知を理由として敷金（賃貸借契約解除後にBにより相殺約定に基づくAの債務控除後の金銭）を供託した。Xは、供託金につき還付請求権がXに帰属することの確認を求めたところ、裁判所は、「Xには、本件敷金返還請求権に譲渡制限特約が付けられていたことを知らなかったことについて重大な過失がある」と認定した上で、供託金の還付請求権がXとYとの間でYに帰属することを確認した。

【7】東京地裁平成７年10日31日（公刊物未登載）。Aは、Bに対し不動産賃貸借契約に基づいて差入れた保証金600万円の返還請求権を有していた。保証金返還請求権につき譲渡制限特約が付されている。しかし、それにもかかわらず、Aは、Bに対して取得する保証金返還請求権をY_1に譲渡し、その旨が平成４年８月28日Bに通知された。Y_1は、さらに同債権をY_2に譲渡し、その旨が同年12月24日Bに通知された。

他方、Xは、租税債権を徴収するため、同年９月２日同債権を差し押さて右債権差押通知書をBに送達した。Aは、同債権をY_3に譲渡し、その旨が同年９月２日Bに通知された。Bは、各譲受人の善意・悪意が不明のため債権譲渡の有無・無効が判断できないとして、平成６年４月５日不動産賃貸借契約に基づくAに対する一切の債権を控除した残金124万6556円について供託した。そこで、Xと$Y_1Y_2Y_3$との間において、Xが供託金の還付請求権の取立権を有することを確認する。

裁判所は、まず「本件保証金は、本件賃貸借の終了後本件ビル６階の

明渡義務の履行までに生ずる賃料相当額の損害金債権その他賃貸借契約により賃貸人が賃借人に対して取得することのある一切の債権を担保するものと考えられ、賃貸人は、賃貸借の終了後本件ビル６階の明渡しがされた時においてそれまで生じた右被担保債権を控除してなお残額がある場合に、その残額につき賃貸人が返還義務を負担するものと考えられる。そうすると、保証金自体で賃貸人のリスクは担保されるのであるから賃貸人にとって、本件債権に譲渡制限特約を付する合理性に乏しいものというべきであり」として、譲渡制限特約の合理性について否定的である。

また、「一般的に保証金返還請求権あるいは敷金返還請求権について譲渡禁止特約が付されているともいえない」として、Y_1には譲渡制限特約につき重大な過失がないと認定した上で、「A から Y_1への債権譲渡及び Y_1から Y_2への本件各債権譲渡はいずれも有効であり、かつ、本件債権につき確定日付のある Y_1への譲渡に関する通知の到達が X の差押の到達及び Y_3への譲渡に関する通知の到達よりも先である」とし、「Y_1が本件債権譲渡の譲受をもって右両名に対抗しうるものであり、さらに同社から本件債権を譲り受けた Y_2も右両名に対抗しうるものというべきである」と判示した。

【8】東京高裁平成８年６月26日（公刊物未登載）。これは、**【7】**の控訴審判決である。Y_1、Y_2及び Y_3の重過失については、裁判所は、「営業用の事務所や店舗の賃貸借では、保証金（敷金）の返還請求権について譲渡禁止特約を付すことは一般的であり、ビル賃貸業者の間では、右譲渡禁止特約を付すことは常識的であり、さらに、市販されているビル貸室賃貸借契約書等の書式集においても、保証金（敷金）の返還請求権について譲渡禁止の特約条項が記載されている……被控訴人 Y_2が専門的法律知識を有している弁護士であること、被控訴人 Y_1が不動産の賃貸及び管理をも事業目的としていること（甲第７号証）及び被控訴人 Y_3が不動産の仲介等を事業目的とする金融業者であること（甲第９号証）を併せ考慮すると、被控訴人 Y_1、同 Y_2及び同 Y_3は、本件債権の各譲渡の際に、本件賃貸借契約書を見ることなどによって本件債権の譲渡禁止特約の存在を容易に確認できるのにもかかわらず、これを怠ったものというべきであるから、本件債権の譲渡禁止特約の存在を知らなかったことに

つき重大な過失があるというべきである」とした上で、原判決を取り消し、X と $Y_1Y_2Y_3$との間において、X が供託金の還付請求権の取立権を有することを確認した。

【9】東京地裁平成８年３月19日（金法1467号35頁）。Y_1は、貸金の支払のため、平成５年８月19日 A に対して取得する保証金返還請求権を X に譲渡し、その旨が A に通知された。ところが、Y_1は貸金の支払のため、同一の債権をさらに Y_2に譲渡し、その旨が平成５年12月30日 A に通知された。A は、平成６年６月21日、確定日付のある書面により、X への譲渡につき承諾し、保証金返還請求権のうち504万1500円を X に支払う旨約束した。次いで、Y_3は、平成６年８月20日保証金返還請求権を差し押さえた。B は、保証金返還請求権につき債権者不確知を原因として供託した。そこで、X と $Y_1Y_2Y_3$との間において、X が供託金について還付請求権を有することを確認する。

裁判所は、X と Y_2が譲渡制限特約につき悪意又は重過失があると認定した上で、「譲渡制限特約のある指名債権の譲受人が、右特約の存在することを知り、あるいは重大な過失によりこれを知らないで譲り受け、右譲渡につき第三者に対する対抗要件を具備した場合において、債務者がその譲渡につき承諾を与えたときは、債権譲渡は譲渡の時に遡って有効となるが……その対抗力は、譲渡の時まで遡るのではなく、承諾の時まで遡及するにとどまるものと解すべきである。したがって、右譲受人は、右譲渡の時から承諾時の間に、右債権につき譲渡を受け又は差し押さえる等をし、かつ、第三者に対する対抗要件を具備するに至った利害関係人に対しては、対抗することができないが、右利害関係人が右譲渡禁止特約の存在することを知り、あるいは重大な過失によりこれを知らないで譲り受けた場合には、右利害関係人に対する債権譲渡もその効力を生じないのであるから、譲受人は、右承諾を得たことにより、右利害関係人に対して、自己に対する債権譲渡の効力を主張することができるものというべきである」として、X の請求を認めた。

【10】東京高裁平成８年11月27日（金商1045号13頁）。これは、【8】の控訴審判決である。裁判所は、「Y_2が Y_1から賃貸借契約書の写しを渡されていなかったとしても、近時の貸室の賃貸借契約においては、保証金返還請求権につき譲渡制限の特約がなされるのが通常であり、Y_2の供

述によれば、Y_2も同様の認識を有していたこと、また、Y_2はこれまでに賃貸借契約の保証金を担保にして融資をしたことが何回があり、その中には譲渡制限の特約が付されていたものもあったことが認められるところ、右のY_2の認識、経験及び賃貸借契約における保証金預託の性質に鑑みると、Y_2は、本件保証金返還請求権に譲渡制限特約が存在することを容易に推測できたものというべきであるから、Y_1から賃貸借契約書を入手するか、Aに問い合わせるなどして、譲渡制限特約の有無について確認すべき義務があり、これを怠ったことに重大な過失があったものというべきである」とし、Y_2の控訴を棄却した。

【11】福岡地裁平成22年1月28日（公刊物未登載）。Aは、貸金債権の弁済のために、平成15年11月18日、Bに対して取得する保証金返還請求権をXに譲渡し、その旨が平成16年6月2日Bに通知された。なお、保証金（528万7913円）は、AとBとの間の加盟店契約に基づき、AがBに対して負担する一切の債務を担保するために差し入れられたものである。保証金還付請求権については、AがBの書面による承諾なく、譲渡・担保権の設定等の処分行為をしてはならない旨の特約が付されていた。Yは、平成16年9月28日租税債権等を徴収するため、保証金還付請求権を差し押さえた。Bは、Xから保証金の支払請求を受けたが、平成21年4月24日、債権者を確知できないことを理由に、保証金還付請求権に基づく金員である452万8548円を供託した。そこで、Xは、供託金の還付請求権を有することの確認を求める。

Yは、譲渡制限特約つき悪意又は重過失のあるXとの関係で、債権譲渡が無効であると主張したところ、裁判所は、「個々の店舗がクレジット会社に対して提供する保証金について譲渡制限特約が付されていることが一般的であると広く周知、認識されているとはいえず（証拠［乙13、14］によれば、他のクレジット会社においても同様の特約が存在することは認められるが、そのような譲渡制限が、加盟店でもないXのような立場の者に、公知のものとして認識し得たと認める証拠はない」として、Yの主張を否認し、XとYとの間において、Xが供託金について還付請求権を有することを確認した。

【12】大阪地裁昭和61年9月3日（公刊物未登載）。AがYに対して取得する不渡異議申立預託金返還請求権をXに譲渡し、その旨がYに通

知された。Xからの請求を受けたYは、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶したところ、裁判所は、「銀行を債務者とする債権については、譲渡制限の特約の付されるのが一般であることは世間周知の事実である。しかるに貸金業の登録もしており銀行取引について相応の知識を有するXが、Aの資金繰りの苦しいことを知りながら、AのYに対する多額の債権を、その内容する明確に認識せず、かつ、Yに対し譲渡の可否についての問合せをすることもなく、漫然と譲り受けたものであるから、Xには本件債権の譲受に際して譲渡制限の特約の存在を知らなかったことについて重大な過失があったというべきである」として、Xの請求を棄却した。

【13】大阪高裁昭和62年３月31日（金法1159号29頁）。これは、【12】の控訴審判決である。譲渡制限特約を知らなかった点に関するYの重過失の有無については、裁判所は、「Xは貸金業の登録を受けて金銭を貸付けていたとはいえ副業としてこれを行っていたにすぎず、銀行取引及びこれに付随する銀行業務の実態や慣行等について特に一般人以上の知識経験を有していたとは認め難いから、本件債権の譲渡性の有無について特に疑問を抱かなかったとしても不思議ではなく、本件譲受にかかる債権の譲渡の可否についてYに問合せをしなかったからといってXに重大な過失があったとすることはできない。参加人は、銀行を債務者とする債権については一般に譲渡制限の特約が付されていることは世間周知の事実である旨主張するが、各種預金債権の場合であれば格別、本件のような預託金債権についてまでそのようにいうことはできない（預金の場合は、大量の取引が行われる関係上預金債権者の確認や譲渡の事実の確認を行うことは事務処理上判絶であって過誤を生じやすいこと、及び預金は銀行の貸出等による反対債権につき担保的機能を果たしているところ、預金債権が譲渡されると相殺による反対債権の回収が事実上困難となることから譲渡を禁止する必要性が認められるのに対し、本件預託金債権については預金債権の場合と異なり特に譲渡制限を必要とする事情は見当たらない。）」として、原判決を取り消した。

【14】最高裁第三小法廷昭和62年11月24日（金法1179号37頁）。これは、【13】の上告審判決である。最高裁は、「所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして是認しえないものではなく、そ

の過程に所論の違法があるとはいえない。論旨は、ひっきょう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものであって、採用することができない」として、Y の上告を棄却した。

第２款　裁判例の検討

第１項　全体的傾向

１　裁判例の時代的推移

昭和40年代３件、50年代１件、60年代３件、平成10年代６件、20年代１件となる。

２　紛争類型の特徴

紛争形態については、顕著な特徴が看取される。不動産賃貸借契約に纏わる事件は多く、全体の70％を占める（10件）。他方、加盟店契約に纏わる事件は１件しかない。その他、不渡異議申立預託金に纏わる事件は３件がある。

平成10年代末の裁判例には、不動産賃貸借契約において保証金返還請求権につき譲渡制限特約が付されるのが一般的であるといえる（平成８年）[19]。加盟店がクレジット会社に対して提供する保証金（平成22年）、又は不渡異議申立預託金（昭和62年）につき譲渡制限特約が付されていることが一般的であると広く認識されているとはいえない[20]。

３　紛争形態の特徴

譲渡制限特約の効力が争われる場面は、「債務者以外の者（差押債権者、破産管財人、第二譲受人）は、譲渡制限特約を持ち出して譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であると主張した」場面（第１の検討場面）と、「譲受人からの請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在を理由に支払を拒絶した」場面（第２の検討場面）とに大別される。

４　請求の認容率

認容率についていえば、第１の検討場面において、裁判例は、破産管

---

[19] 東京地裁平成８年３月19日（金法1467号35頁）、東京高裁平成８年６月26日（公刊物未登載）、東京高裁平成８年11月27日（金商1045号13頁）参照。

[20] 福岡地裁平成22年１月28日（公刊物未登載）、大阪高裁昭和62年３月31日（金法1159号29頁）参照。

財人、差押債権者、第二譲受人との関係では、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であるとの立場を採用しているので、債務者以外の第三者の無効主張を否定する裁判例が存在しない。また、第２の検討場面において、譲渡制限特約の合理性を問題視することによって債務者の譲渡制限特約による抗弁を否認する裁判例は３件がある[21]。

第２項　譲渡制限特約の目的及び合理性

１　第１の検討場面

譲渡制限特約により追求される利益とは何かという視点からは、裁判例を、①破産管財人や差押債権者が「譲渡された債権を譲渡人の責任財産にとどめておく利益」を確保するために譲渡制限特約を持ち出した事例群（【1】【2】【3】【6】【7】【8】【9】【10】）と、②同一の債権が多重譲渡された場合の競合する譲受人が譲渡された債権についての優先順位を確保するために譲渡制限特約を持ち出した事例群（【9】【10】）とに分けることができる。

まず、上記①の類型の事案をみることにしよう。【6】においては、裁判所は「譲受人が、禁反言、権利濫用を主張するが、債権譲渡制限特約に反してされた債権はその効力が生じないのであって、前示の本件事実関係のもとでは､右譲受人の主張にかかる法理が適用される余地はない」とし、破産管財人の無効主張を認めた。【8】において、差押債権者は保証金返還請求権に譲渡制限特約が付されているとして第三者への譲渡の効力を争うのについて、裁判所は、譲渡制限特約につき悪意又は重過失である第三者が債権譲渡によって保証金返還請求権を取得できないとし、差押債権者の無効主張を認めた。

次に、上記②の類型の事案に移ろう。【9】においては、第二譲受人が第一譲受人への譲渡の効力を争うのについて、裁判所は「右譲受人は、右譲渡の時から承諾時の間に、右債権につき譲渡を受け又は差し押さえる等をし、かつ、第三者に対する対抗要件を具備するに至った利害関係人に対しては、対抗することができない」とし、譲渡制限特約につき善

[21] 東京高裁昭和48年11月19日（判時725号43頁）､東京高裁平成７年７月27日（判タ910号157頁）、東京地裁７年10月31日（公刊物未登載）参照。

意又は無重過失である第二譲受人（又は差押債権者）との関係では、債権譲渡が無効であるとの立場を採用している。

以上のように、裁判例は、譲渡制限特約の効力について物権的効力説の立場を採用している。すなわち、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が原則として無効である。譲渡制限特約は、債務者の利益を保護するためのものであるから、無効の主張権者の範囲は限定的に解釈すべきであるが、裁判例は、債務者以外の者との関係においても、譲渡制限特約の第三者効を貫徹させる。つまり、債務者以外の者は、譲渡制限特約を援用することによって、譲受人への譲渡の効力を争うことができる。この点において、請負契約に纏わる事件と同様の傾向が看取される。

２　第２の検討場面

譲受人からの支払請求を受けた債務者は、譲渡制限特約の存在を理由にこれを拒絶することができる。ただ、譲渡制限特約により目指されている利益が何であるかを検討する必要がある。譲渡制限特約により目指している注文者の利益は、①「弁済の相手方を譲渡人に固定すること」と、②「弁済の相手方を選択すること」と大別される。まず、①の利益を確認することにしよう。弁済の相手方の固定という債務者の利益としては、請負契約に纏わる事件と同様に、㋐相殺利益の確保、㋑事務手続煩雑化の回避、㋒過誤弁済危険の防止、㋓紛争に巻き込まれるリスクの回避といった点が挙げられる。

上記㋐の相殺利益の確保については、請負契約との関係において、譲渡制限特約は、注文者の相殺利益を確保することを可能にするものであり、注文者にとっては実益を有する。保証金返還請求権が譲渡され債務者対抗要件が具備された後に、賃貸人は譲渡人である賃借人に対して反対債権（賃料債権、違約金債権、敷金償却債権等）を取得する事案もある。賃貸人の反対債権はどのようにして実現されるのか。賃貸人は、賃貸借契約において保証金返還請求権に譲渡制限特約を記載しなくても、賃借人の他の債権者に優先して反対債権を回収できるのか。

保証金は、賃料債権その他の賃貸借契約に基づいて生ずる賃貸人の賃借人に対する債権を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付するものであって、賃貸人は、賃貸借契約が終了した後、賃貸物の明渡しがされた時において、それまで生じた右被担保債権を保証金から控除してなお残

額がある場合に、その残額につき賃貸人が返還債務を負担すると考えられる。このようにみてくると、保証金返還請求権は「支払時期、額が確定しているわけではなく、賃貸借契約終了時において初めて確定し、それまでの賃貸借契約の履行状況に左右されるという不安定な側面を有する債権」[22]であるといえる。保証金返還請求権が譲渡された場合でも、それによって保証金としての性質に変更が生ずるとは考えられない。保証金返還請求権の譲受人から請求を受けた賃貸人は、保証金から被担保債権を控除してその残額を返還すればよい。保証金返還請求権のような不安定な側面を有する債権を譲り受けようとする者は、不利益を甘受すべきであることは当然であろう。

保証金は賃貸人の賃貸借契約に基づいて賃借人に対して取得する反対債権につき担保的機能を果たしている――保証金自体で賃貸人の反対債権が担保される――のであるから、賃貸人は、あえて保証金返還請求権に譲渡制限特約を付して同債権を賃借人に固定する必要がない。実務では、相殺利益の確保との関係において保証金返還請求権に譲渡制限特約を付する合理性の乏しさを指摘する裁判例も見られる[23]。つまり、譲渡制限特約の効力について、譲渡制限特約によって確保しようとする賃貸人の利益（反対債権の回収）が他の法的手段（保証金自体）で保護されるかという実質的判断を混入させるものがある。

上記㋑の事務手続煩雑化の回避については、賃貸人が貸室（又は店舗）を多数の取引先に賃貸してそれぞれから保証金を取得している関係上、その多数の取引先が保証金返還請求権を第三者に譲渡した場合、あるいはさらにそれが転々譲渡された場合には、賃貸人にしてみれば、賃貸借契約が終了した時において真実の保証金返還請求権者の判定等に複雑な問題が生じるから、このような事態の生起することを避けることは、保証金返還請求権に譲渡制限特約を付する動機になり得る[24]。

上記㋒の過誤弁済危険の防止については、保証金返還請求権が多重に譲渡された場合に、複数の譲受人からの請求を受けた賃貸人は、その優

[22] 大阪高裁平成16年７月13日（金法1731号67頁）。
[23] 東京地裁平成７年10月31日（公刊物未登載）。
[24] 東京高裁昭和48年11月19日（判時725号43頁）。

先関係を判断する必要が生じる。優先関係の判断に手落ちがあれば、弁済しても免責されない。他方、債権譲渡が競合する場合を少し離れ、賃借人が保証金返還請求権を第三者に譲渡したという単純化した場合において、賃借人からの譲渡通知が到達したときは、賃貸人はそれを未来永劫管理する必要がある。賃貸借契約が終了し、賃貸物が明け渡された時において、賃貸人は、譲渡の通知を見落し、被担保債権を保証金から控除して残額を賃借人に返還しても有効な弁済とはならない。結局、債権譲渡により賃貸人が過誤弁済の危険に晒されることになる。もっとも、過誤弁済の危険について、賃貸人は「債権の準占有者に対する弁済」の要件（改正前法478条）満たせば免責される、との反論もありえよう。しかし､この要件を充足を債務者に求めるのが酷である[25]。いずれにせよ、過誤弁済の危険を軽減するためには賃貸人は保証金返還請求権に譲渡制限特約を付することにより同債権を賃借人に固定することができる。

上記㈡の紛争に巻き込まれるリスクの回避については、保証金返還請求権が多重に譲渡され複数の譲渡通知が到達するとともに賃借人の債権者による差押えも競合するといった事態は発生する場面において、賃貸人は譲渡通知又は差押通知の日時を管理し、その到達日時に従い譲受人又は差押債権者に弁済したとしても、他の利益関係者は到達日時の正確性を争う可能性がある[26]。このような場合に債務者は紛争に巻き込まれるリスクが高いと思われる。裁判例に現れた事案を確認してみると、保証金返還請求権に譲渡制限特約を付した賃貸人は、債権者不確知を供託原因として保証金の残額について供託する実務が定着している[27]。譲渡制限特約は、賃貸人の紛争に巻き込まれるリスクを回避することを可能にするものであり、賃貸人にとっては実益を有する。

次に②の利益に移ろう。譲渡制限特約は、弁済の相手方を譲渡人に固定する目的で付されるものであるが、それ以外の目的で利用されること

---

[25] 部会資料33-3・39頁〔法友会〕。

[26] 部会資料71-4・108頁)。

[27] 東京高裁平成７年10月31日（金法1463号36頁)､東京地裁平成７年10月31日（公刊物未登載)、東京高裁平成８年６月26日（公刊物未登載)、東京地裁平成８年３月19日（金法1467号35頁)、福岡地裁平成22年１月28日（公刊物未登載）等。

もある。例えば、【9】において賃借人 Y_1が第一譲受人 X（譲渡制限特約につき悪意又は重過失）に保証金返還請求権を譲渡し、X が対抗要件を具備した後、Y_1が同債権を第二譲受人 Y_2（譲渡制限特約につき悪意又は重過失）に譲渡し、Y_2が対抗要件を具備した。改正前法のもとでは、譲渡制限特約に違反する債権譲渡が無効であるから、X に対する債権譲渡と Y_2に対する債権譲渡どちらも、その効力を生じない。債務者 A は、X 又は Y_2のいずれかに対する債権譲渡を承諾した上で、承諾した譲渡の譲受人に弁済すれば免責される。債務者が弁済の相手方を自由に選択することができるとの場合を採用すると、債務者は XY_2の優劣を決定する権限を持つことになる。そこまでの権限を債務者に与える必要があるのか。

譲渡制限特約の目的に関しては、譲渡制限特約が「債権譲渡の過程に協働（参与）するための保護手段として用いられていること」を指摘し、債務者に弁済の相手方を選択する利益を認めようとする見解がみられる[28]。確かに誰が真債権者になるかは、債務者にとって関心事である。しかし、このような見解のもとでは、債務者に XY_2の優劣を決定する権限を与えると、Y_2は債務者に承諾するように依頼することになるが、承諾の自由がある以上、債務者は Y_2に承諾の見返りを要求することは十分に予想できる[29]。とりわけ、Y_1の財産状態はかんばしくない場合には、Y_1に対する一般債権者になることを嫌うであろう Y_2は、債務者の請求を受け入れることになろう[30]。

なお、国際的にみて、「禁止に反して本来なら無効であるはずの債権譲渡を後で追認し、その気になればこういう方法で、譲受人に優先権を与えてやることが、債務者の随意の判断に委ねられることになるが、その理由はなおさら理解しがたいものである」とし、弁済の相手方を選択するという債務者の利益に疑問視する見解もある[31]。そもそも譲渡制限

---

[28] 石田・前掲注13）265頁。

[29] 池田（清）・前掲注13）16頁。

[30] 池田（清）・前掲注13）16頁。

[31] ハイン・ケッツ（潮見佳男ほか訳）『ヨーロッパ契約法Ⅰ』（法律文化社、1999年）510頁。

特約は弁済の相手方を譲渡人に固定するための手段である。債務者保護に必要な範囲内で譲渡制限特約の効力を認めておけばよいはずであり、債務者に競合する譲受人間の優劣を決定する権限を与える必要がないだろう。

第３項　賃貸借契約の終了と譲渡制限特約の効力

譲渡制限特約の効力に関するこれまでの裁判例の多くは、譲渡制限特約の主張権者等が中心的論点であったが、賃貸借契約が終了し、その後に具体的に発生する保証金返還請求権が譲渡された場合には、この譲渡について譲渡制限特約の効力が及ぶかという問題もある。この問題について、裁判所は【4】において譲渡制限特約が「賃貸借終了後保証金返還請求権が現実に発生したのちにおいて、正規の指名債権譲渡の方式になされたその譲渡までを制限する趣旨のものではないと認めるのが相当である」とし、「譲渡人が本件店舗賃貸借契約終了後において指名債権譲渡の方式によって右保証金返還請求権を譲受人に譲渡したことは、制限されていたものとは認められない」と判示した。

また、【5】において、裁判所は「本件譲渡制限特約は……当事者間の信頼関係を必要とする賃貸借契約が存続していることを前提とした約定であって、賃貸借契約が終了した後まで効力を有するものと解されない」とし、「本件債権譲渡は、本件賃貸借契約が終了した後、その対象となった前記各債権を譲渡したものであって、敷金返還債権も既に具体的に発生した残額の返還債権を譲渡したものであるから、本件譲渡制限特約によって、その譲渡が制限されることはなく」と判示した。

これら２つの判決は、譲渡制限特約の効力に関して譲受人の譲渡制限特約に対する認識の有無及び過失の有無・程度を検討することなく、賃貸借契約において保証金返還請求権に付された譲渡制限特約の効力は、賃貸借契約が存続する間にのみ及ぶとした点で、留意すべきものである[32]。このような立場を採用する場合には、賃貸借契約が終了し、その

[32] 澤野順彦『判例にみる借地・借家における特約の効力』（新日本法規出版、2008年）232頁、同『判例にみる借地・借家における契約の終了と原状回復』（新日本法規出版、2004年）394頁、東京高裁平成７年７月27日（判タ910号157頁）。

後に保証金返還請求権が譲渡制限特約につき悪意又は重過失のある譲受人に譲渡されたとしても、賃貸人は、保証金返還請求権の譲渡が制限された旨の抗弁を主張する余地がない。

賃貸借契約が終了した後において、賃貸人の賃借人に対して取得する債権が保証金自体で担保されるから、㋐相殺利益の確保との関係においては譲渡制限特約の第三者効を認める必要がない。しかし、㋑事務手続煩雑化の回避、㋒過誤弁済危険の防止、㋓紛争に巻き込まれるリスクの回避といった賃貸人の利益は、譲渡制限特約が機能しない限り、十分に保護されない。保証金返還請求権は、賃貸借契約が終了し、賃貸物が明け渡された場合にはじめて具体的発生したものであるから、同債権に付されている譲渡制限特約は、正に具体的に発生し、あるいは将来発生すべき保証金返還請求権を対象とし、その趣旨が同債権を賃借人に固定することにある[33]。そうだとすると、賃貸借契約が終了し、その後に保証金返還請求権が譲渡された場合でも、賃貸人は譲渡制限特約をもって第三者に対抗することができる。

第３節　売買代金債権に関する裁判例の紹介と検討

第１款　裁判例の紹介

売買代金債権に関する裁判例は、次の通りである。

【1】東京地裁平成元年12月25日（民集51巻５号2073頁）。Ａは Ｂ に対し、売掛金債権1183万7560円を有していた。Ａ と Ｂ との間の金型等の取引基本契約において、Ａ は、Ｂ の書面による承諾を得ない限り、債権譲渡することが禁止されている。Ｙ は Ａ に対し、予約完結権に基づき、昭和62年12月９日、売掛金債権を譲り受ける旨の予約完結の意思表示を行い、これを受けて、Ａ は Ｂ に対し、同月10日到達の内容証明郵便により、売掛金債権を Ｙ に譲渡した旨通知した。

他方、国である Ｘ の機関は、国税債権等を徴収するため、昭和62年12月11日売掛金債権を差押えを行い、同日 Ｂ に差押通知書を送達した。また、同月22日売掛金債権の一部を差押え、同日 Ｂ に差押通知書を送

[33] 賃貸人の主張については、東京高裁昭和48年11月19日（公刊物未登載）参照。

達した。Bは、昭和63年1月29日売掛金債権につき真の債権者を確知できないとして、供託したところ、XとYとの間において、Xは供託任について還付請求権の取立権を有することを確認する。

裁判所は、「本件売掛金債権については譲渡制限の特約があるという理由については、Bが自ら本件売掛金債権の譲渡自体についてはこれを認めた上で、真の譲受人等確知できないとして供託しており、譲渡の意思表示が真正にされたのであればその効力を否定しないという態度を示している以上、右特約の存在は、本件売掛金債権譲渡の効力を否定する根拠にならないのであって、いずれにしろ、いずれも、右債権譲渡の効力を否定する根拠とはならないというべきである」として、Xの請求を棄却した。

【2】東京高裁平成5年2月25日（判時1452号40頁）。これは、【1】の控訴審判決である。控訴審では、Xは、Yとの間で、Xが供託金の取立権を有することの確認を求める。裁判所は、まず「右供託書には本件譲渡制限の特約に違反することの記載がなく、本件売掛代金債権の譲渡自体についてはこれを認めたうえで、真の債権者を確知できないとして供託していることが認められるから、Bは、本件供託に際し、AからYへの債権譲渡を承諾したものというべきである」として、Bによる債権譲渡への承諾を認めた。また、「譲渡制限特約のある指名債権の譲受人が、右特約の存在することを知り、あるいは重大な過失によりこれを知らないで譲り受け、右譲渡につき第三者に対する対抗要件を具備した場合において、債務者がその譲渡につき承諾を与えたときは、債権譲渡は譲渡の時に遡って有効となるが（最高裁判所昭和52年3月17日第一小法廷判決・民集31巻2号308頁参照）、その対抗力は、譲渡の時まで遡及するものではなく、承諾の時まで遡及するにとどまるものと解すべきであるから、右譲受人は、右譲渡の時から承諾時までの間に、右債権につき譲渡を受け又は差押える等をし、かつ、第三者に対する対抗要件を具備するに至った利害関係人に対しては、対抗することができないものというべきである」として、Xの請求を認めた。

【3】最高裁平成9年6月5日（民集51巻5号2053頁）。これは、【2】の上告審判決である。最高裁は、「譲渡制限の特約のある指名債権について、譲受人が右特約の存在を知り、又は重大な過失により右特約の存在

を知らないでこれを譲り受けた場合でも、その後、債務者が右債権の譲渡について承諾を与えたときは、右債権譲渡は譲渡の時にさかのぼって有効となるが、民法116条の法意に照らし、第三者の権利を害することはできないと解するのが相当である」として、Y の上告を棄却した。

【4】東京地裁平成９年５月６日（公刊物未登載）。A は、昭和54年４月ころに B と取引基本契約を締結した。この取引基本契約には「甲及び乙は、文書による相手方の承諾を得ない限り、個別契約により生じる権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない」旨の特約が定められている。A は、取引基本契約に基づき、B に対して売買取引を継続的に行ってきた。X は、平成６年７月１日、A に対する売掛代金の弁済に代えて、A から A の B に対する売掛代金債権の譲渡を受け、A は B に対し、同月14日到達した内容証明郵便により、売掛代金債権を X に譲渡した旨通知した。

他方、Y は、平成６年７月21日 A に対する租税債権に基づき、売掛代金債権の一部につき差押をなし、右差押通知書は同日 B に送達された。そのため、B は、新の債権者を確知できないとして、供託した。X と Y との間において、X が「債権譲渡制限特約は、債務者を保護するために存在するのであって、本件において第三債務者たる B が債権譲渡の無効を主張する意思がない以上、第三者たる Y が右無効を主張することはできない」とし、供託金について還付請求権を有することを確認する。

裁判所は、「債権譲渡制限特約の存在による債権譲渡の無効は、第三債務者のみならず債権の帰属を争う第三者も主張することができることはいうまでもないから、X の主張は独自の見解に基づくもので採用することができない」として、X の請求を棄却した。

【5】東京地裁平成13年３月13日（金法1626号142頁）。A に繊維資材あるいは合繊メーカーの生地を卸していた商社の X_1 及び X_2 が、その売掛金債権の回収を担保するために A との間で、X_1 は、平成９年10月３日に債権譲渡予約契約（本件契約（１））を、X_2 は、同年12月２日に条件付債権譲渡契約（本件契約（２））をそれぞれ締結し、その後 A が手形不渡りを出したことから、約定に従って A の取引先である B に対して A が有する売掛代金債権（本件債権）の譲渡を確定的に受けたとして、予

めＡから徴求していた債権譲渡通知書を発送したところ、各通知書は平成10年１月６日の同一日に到達した。なお、本件債権にはＡとＢ間の基本契約で譲渡制限特約が付されている。

他方、Ａは、以前から税金（都税）を滞納していたため、Ｙは、平成10年１月21日、ＡのＢに対する本件債権を滞納処分により差押えた。このような経緯からＢは、同年９月11日、Ａへの債務の支払先を確知できないことを理由にＡ又はX_1X_2を被供託者として本件債権の代金を供託した。そこで、X_1X_2がＹに対し、本件供託金の還付請求権があることの確認を求める。

裁判所は、「本件各契約時ないしその後の債権譲渡通知時まで、Ａの代表者Ｃほかの者がＸらの担当者にＢへの売掛金債権につき基本契約に基づく譲渡制限特約がなされていることを告げた経緯は窺われず、ＸらがＢに右特約の存在につき悪意であったものとは認められない……Ａが手形不渡りを出し、Ｘらが売掛代金債権を早急に保全する必要がある状況もとで、Ｘらは本件契約（１）及び本件契約（２）の対象として合意する債権につき、問題のある債権かどうかという形でＡに確認しており、相手先のＢに確認を取らなかったことが重過失であるとまではいえない」とした上で、「右特約の存在は、ＸらがＡから譲り受けたＢへの本件債権の取得にとって障害とはならない」として、Ｘらの請求を認めた。

【6】大阪地裁平成15年５年15日（金法1700号103頁）。破産会社Ａは、平成８年１月30日、Ｂとの間で、取引約定書を交わし、取引一般についての契約を締結し。その際に、Ａ及びＢは、ＡはＢに対する商品代金その他の債権を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない旨合意した。しかし、それにもかかわらず、平成12年12月15日、Ａに対する貸付債権等を担保するため、Ａとの間、ＡがＢに対し当時及び将来取得する売掛代金債権について債権譲渡担保契約を締結した（本件債権譲渡）。Ｘは、同日、本件債権譲渡に基づき、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例法等に関する法律（特例法）により、登記を経た。Ｘは、平成13年10月４日、Ｂに対し、ＡのＢに対する売掛代金債権（平成12年11月１日から平成17年12月15日までに発生するもの）については、本件債権譲渡により、ＡからＸが譲り受けている旨及び特例法による登記

を同日経ている旨の通知を発し、同通知は、同月５日Ｂに到達した。

他方、Ａの債権者であるY_1は、平成13年10月24日上記売掛代金債権を差押え、差押命令が同年11月７日、Ｂに対し送達された。裁判所は、同年10月23日、Ａに対し、破産を宣告し、同日、Y_2をＡの破産管財人に選任した。ＸのＢに対する譲渡通知が到達した時点において、ＢがＡに支払うべき買掛債務のうち、平成13年10月31日に支払うべきものが６億578万6490円（本件債権１）であり、同年11月30日に支払うべきものが8992万4239円（本件債権２）であった。

Ｂは、平成13年11月28日、本件債権１について、同債権には譲渡制限特約が付されていたこと及びY_1から差押えを受けたことを理由に、債権者を確知できないとして、同額を供託した。また、Ｂは、同日、本件債権２について､同債権には譲渡制限特約が付されていたことを理由に、債権者を確知できないとして、同額を供託した。そこで、Ｘと、Y_1及びY_2との間において、Ｘが、供託金全額について、還付請求権を有することを確認する。

裁判所は、「小売業における売掛債権について譲渡制限特約が付されることも決して少なくないことが認められる。また、本件のＡとＢとの取引のように継続的に大量の商品の売買取引がされる場合、取引当事者間で包括的な取引基本契約を締結することも決して珍しくない……本件において、Ｘは、銀行としての高度な専門的知識経験及び調査能力に照らして要求される最低限度の注意を払い、譲渡制限特約の有無という債権譲渡担保を行う際の基本的かつ初歩的な事項について正しく理解をすれば、これを確認調査することが容易であるのに、上記事項について正しい理解を欠いたため、必要な確認調査を怠り、本件債権譲渡を受けたものである。したがって、Ｘは、本件債権譲渡の際に、譲渡制限特約の存在を知らなかったことについて重大な過失があるものというべきである」として、Ｘの請求を棄却した。

【7】大阪高裁平成16年２月６日（判時1851号120頁）。これは、**【6】**の控訴審判決である。裁判所は、「本件において、Ｘは、銀行としての高度な専門的知識経験及び調査能力に照らして要求される最低限度の注意を払い、譲渡制限特約の有無という債権譲渡担保を行う際の基本的かつ初歩的な事項について正しく理解をすれば、これを確認調査することが

容易であるのに、上記事項について正しい理解を欠いたため、必要な確認調査を怠り、本件債権譲渡を受けたものである。したがって、Xは、本件債権譲渡の際、譲渡制限特約の存在を知らなかったことについて、悪意と同視し得る重大な過失があるものというべきである」として、Xの控訴を棄却した。

【8】最高裁第一小法廷平成16年6月24日（金法1723号41頁）。これは、【7】の上告審判決である。裁判所は、「本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない」として、Xの上告を棄却した。

【9】大阪地裁平成17年11月30日（金法1795号62頁）。Aは、Bとの間で、平成12年12月12日付けで、譲渡制限特約が付された取引基本契約書を作成し、また、平成13年1月5日付けで、インターネットを通じた受発注システムを利用して行われる両者間の取引に関し、「受発注システムに関する契約書」を作成したが、同契約書には、「本契約は、両者間において平成12年12月12日付で締結された取引基本契約に基づく個別の受発注業務に関し……」「本契約に定めのない事項については、取引基本契約を適用するものとする」等の条項があった。

Yらは、平成14年6月27日、Aから、貸付債権等の根担保として、AのBに対する売掛代金債権（平成13年12月27日から平成18年6月27日までに発生するもの）を譲り受けた。また、Yらは、同年7月9日、債権譲渡について、債権譲渡特例法による債権譲渡登記を経由した。平成16年10月12日、Aは破産宣告を受け、Xが唯一の破産管財人に選任された。Yら、同月22日Bに対し、債権譲渡及びその譲渡につき債権譲渡登記がされたことについて、登記事項証明書等を送付して通知をした。Bは、債権者を確知できないとして、供託した。そこで、Xは、Yらに対し、供託金還付請求権を有することの確認を求めたところ、裁判所は、「Yらに、本件特約の存在につき、悪意はもとより、重過失を認めることもできない」としてXの請求を棄却した。

【10】大阪地裁平成28年9月26日（判時2350号95頁）。Xは、平成26年9月29日、Aとの間で、AがXに対して同日時点で負担し、又は将来負担することのある一切の債務の弁済を担保するため、Aが同日から平成31年9月28日までの間にBに対して取得する商品販売契約に基づ

く売掛代金債権を譲渡する旨の債権譲渡担保契約を締結した。Xは、平成26年10月22日、債権譲渡担保契約について、動産債権譲渡特例法４条１項に基づき、債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記をした。Xは、平成27年12月21日到達の内容証明郵便をもって、Bに対し、売掛代金債権についてはXが譲り受けているので、Xに売掛代金債権に係る支払をするように通知した。

Aは、Bとの間の商品売買契約に基づき、平成26年９月29日から平成27年12月11日までの間に、Bに対し、380万1763円の売掛代金債権を取得していたところ、この債権には譲渡制限特約があったが、Xはそれについて悪意であった。裁判所は、平成27年12月25日、Aについて破産手続開始決定をし、破産管財人にYが選任された。Yは、平成28年１月13日、Bに対し、売掛代金債権に係る支払を請求した。Bは、譲渡制限特約についてのXの善意・悪意が不明であり、売掛代金債権のAからXへの債権譲渡の有効性を判断できず、真の債権者を確知できないとして、被供託者をX又はYとして、売掛代金債権につき供託をした。そこで、Xは、Xが供託金還付請求権を有していると主張した。

裁判所は、「譲渡制限の特約のある指名債権について、譲受人が特約の存在を知ってこれを譲り受けた場合、債権譲渡は、債務者が承諾を与えていない以上無効であって、債務者が承諾を与えたときに譲渡の時に遡って有効になるが、民法116条の法意に照らし、差押債権者等の第三者の権利を害することはできないと解されるところ（平成９年判決）、本件において、譲渡制限特約のある本件売掛債権のAからXへの債権譲渡について、Bは承諾を与えていないのであるから（争いがない）、上記債権譲渡は無効であるし、また、仮に、上記債権譲渡について、今後、Bが承諾を与えることがあるとしても、上記のとおり、Aは既に平成27年12月25日午後１時に破産手続開始決定を受けたのであるから、もはや差押債権者と同様の法律上の地位を有している（昭和８年大判）第三者たるAの破産管財人の権利を害することはできず、したがって、XがYに対して上記債権譲渡の効力を主張することはできないというべきである」として、Xの請求を棄却した。

【11】大阪高裁平成29年３月３日（判時2350号92頁）。これは、【10】の控訴審判決である。Xは、「平成９年判決は、債務者が債権譲渡を承認

しても差押債権者に対抗できないとして、譲渡制限特約の効力に関して判断した判例であって、無効主張適格の問題を論じたものではないから、平成９年最判をもって差押債権者に無効主張適格が認められる根拠にはならない」として、控訴したところ、裁判所は、「X の上記主張は、差押債権者は譲渡制限特約がある債権についての譲渡の無効を主張し得ないとの解釈を前提とするものであるところ、平成９年最判の説示に照らしても、上記主張は到底採用し得ないものといわざるを得ない……破産債権者の利益のために破産財団を収集し、その換価、配当に当たる点で、包括執行における執行機関としての地位も具有するものであるから、譲渡制限債権を自ら譲渡した破産者が債権譲渡の無効の主張をし得ないからといって、直ちに破産管財人もその無効を主張し得ないとされるものではない」として、X の控訴を棄却した。